

530

114

35.0.98

2000

2000

法學博士河田嗣郎著



社會問題體系

第六卷



東京書肆有斐



## 序

今日の社會問題が労働問題を中心として展開してゐることは、否み難い事實である。従て社會問題に関する研究は、労働問題を中心とせざるを得ず、本書第二卷以下第五卷に至るまでは、其範圍を出でなかつた。然かも尙ほ其範圍内に於て研究すべく残されたる重要問題がある。それは労働保險に関するものであるから、第六卷は之を取扱ふことにした。

労働保險は當初主に労働者團體の自助的施設として行はれ、漸次發達するにつれて、國家的施設と化するを例とする。そして其施設の效果の及ぶ範圍も亦労働者階級より漸次社會一般に涉り、労働保險は化して社會保險となるを常とする。されば労働保險に関する研究は、やがて社會保險に関する研究として行はれなければならない次第で、茲に漸く労働問題に関する

二  
る研究は一般社會問題に關する研究として其範圍を擴げて來る。

其意味に於て本卷はやゝ特殊の意義を有する次第である。併し其研究は依然として未熟なものであるが、今は此程度のものとして公にする外はない。特に諸國に於ける社會保險制の實狀に關しては、法制の改廢等つとめて近時に至るまで之を窺はんとはしたけれども、材料の不備な點もあり、書中説く所現狀と一致しないやうなのが有るかも知れない。讀者諸君の補正を希望する所である。

昭和五年新春

著 者

## 社會問題體系(第六卷)目次

### 第十編 社會保險

第一章	社會保險の意義と必要	一
第二章	社會保險の組織及分類	三一
第三章	勞働保險の發達	五七
第四章	社會保險の財務組織	九一
第五章	保險給付と保險料	一一一
第六章	勞働災害保險	一四一
第一節	負傷と其原因	一四一

目次

一

第二節 負傷に對する賠償……………一六二

第三節 原則に對する制限と除外例……………一七七

第四節 救濟程度と保險費用……………一九二

第五節 勞働災害保險の組織……………二〇九

第七章 勞働疾病保險……………二三六

第一節 疾病の社會性……………二三六

第二節 勞働者疾病共濟組合……………二五四

第三節 強制勞働疾病保險……………二七二

第八章 養老及癱疾保險……………三二四

第一節 現時の産業組織と老衰者……………三二四

第二節 私的老衰救濟施設……………三四〇

第三節 國家的養老保險制……………三五二

第四節 養老年金制……………三九二

第九章 失業保險……………四一五

第一節 現時の經濟と失業問題……………四一五

第二節 失業保險……………四三一

# 細目

## 第十編 社會保險

### 第一章 社會保險の意義と必要

社會政策中の白眉(一)……社會保險の制度(二)……多數の者の困難(三)……所得の不十分(四)……労働者の樂天主義(六)……落伍者の生ずる弊害(八)……慈善事業の不可(九)……保險制の妥當(一一)……自尊心を傷ける恐(一二)……保險の缺如より來る弊害(一三)……強制保險の必要(一五)……社會保險の必要(一六)……強制に對する反對論(一七)……災害増加の杞憂(一八)……醫療に關する杞憂(二〇)……強制保險制の利點(二一)……社會保險の本質(二三)……社會主義的要素(二五)

### 第二章 社會保險の組織及分類

目次

社會保險組織上の三大別(二七)……組織の相違と性質の相違(二八)……強制組織と自由組織(二八)……組織の統一(二九)……組織の不統一(三〇)……統一不可論(三〇)……疾病保險の組織(三一)……療疾保險の組織(三一)……養老及遺族保險の組織(三二)……失業保險の組織(三三)……獨立労働者に對する保險組織(三三)……不統一制非難(三四)……統一制の利點(三五)……統一組織上の問題(三六)……近時の實際傾向(三九)……保險費用の負擔(四一)……費用の負擔と分擔と補助(四二)……労働保險の社會保險化(四四)……社會保險の範圍(四五)……全國的保險の可否(四六)……勤勞者保險の範圍(四八)……獨立労働者保險と被傭労働者保險(四九)……共通保險の困難(四九)……被傭労働者保險の長所(五一)……労働保險の分類(五三)

### 第三章 労働保險の發達

現時の労働保險の起源(五七)……労働保險必要の増加(五八)……労働者の自助的施設(五九)……施設社會化の必要(六〇)……國家の態度の變化(六一)……

……獨逸の努力(六二)……現代労働保險制の建設(六三)……保險事故と其救濟方法(六四)……國家的施設(六六)……獨逸労働保險制の確立(六八)……獨逸以外の諸國(六九)……奧太利其他(七一)……佛蘭西(七二)……丁抹(七三)……英吉利(七三)……米國(七四)……我國(七四)……保險各部門の發達(七四)……(一)災害保險(七四)……國々の相違(七五)……諸國の努力(七六)……(二)疾病保險(七七)……制度進化の跡(七八)……諸國の立法(七九)……(三)養老保險(八〇)……養老年金制への轉換(八三)……強制療疾保險(八三)……(四)失業保險(八四)……(五)生命保險(八六)……家族に對する救濟(八七)……老年者に對する社會的扶養(八八)……進化の方向(八九)

### 第四章 社會保險の財務組織

私的保險との區別(九一)……同一價值原則(九一)……包括的保險(九三)……社會的救恤との區別(九四)……財務組織上の諸原則(九六)……基金の獨立(九六)……強制保險たること(九七)……保險金給付の確實(九八)……保險上



の危険と費用(九九)……費用方面と収入方面(一〇一)……(一)疾病保険の費用(一〇一)……(二)災害保険の費用(一〇四)……(三)養老保険の費用(一〇五)……(四)癱疾保険の費用(一〇七)……(五)遺族保険の費用(一〇八)

### 第五章 保険給付と保険料

保険金の問題(一一一)……保険金額の決定(一一二)……第一方法の批評(一一三)……第二方法の批評(一一五)……第三方法の批評(一一五)……第四方法の批評(一一七)……労働者の保険費用負擔(一一八)……費用負擔の正当なる理由(一二〇)……企業家の費用負擔(一二三)……國家の保険費用負擔(一二五)……費用負擔の方法(一二七)……第一方法(一二七)……第二方法(一二八)……第三方法(一三〇)……無償保険制の利害(一三二)……三者の分擔と其割合(一三四)……負擔の歸屬(一三五)……保険料と危険との關係(一三七)……保険料と賃金との關係(一三八)

## 第六章 労働災害保険

### 第一節 負傷と其原因

負傷の不可避(一四一)……負傷の程度(重傷と輕傷)(一四四)……負傷の類別(火傷と創傷)(一四五)……負傷の繼續(一四七)……部分的労働不能と全き労働不能(一四八)……負傷の原因(一四九)……負傷の責任(一五〇)……概観(一五四)……雇主の責任に歸する負傷(一五五)……労働者の過失による負傷(一五七)……仕事の遅速と負傷(一五八)……疲勞と負傷(一五九)

### 第二節 負傷に對する賠償

一般法規に依る賠償(一六二)……訴訟に伴ふ種々の困難(一六三)……制度の不備より生ずる弊害(一六五)……種々の反對意見(一六六)……賃金保障説(一六六)……自己責任説(一六九)……負傷賠償責任に關する問題

(一七〇)……舉證義務(一七一)……無過失責任(一七一)……單純なる賠償義務(一七二)……觀念の變化(一七四)……問題の轉移(一七四)

### 第三節 原則に對する制限と除外例

職業上の危険の原則(一七七)……除外例設定努力(一七八)……故意負傷除外(一七八)……労働種類に依る除外(一八〇)……危険なる産業に限らんとする努力(一八二)……業務の大きさを限らんとする努力(一八三)……範圍擴張の狀況(一八五)……範圍を定むる方法(一八七)……業務を列挙するもの(一八八)……労働者の部類を限定するもの(一八八)……労働場所に依る除外(一九〇)……獨立労働者の包括(一九一)

### 第四節 救濟程度と保險費用

災害保險給付(一九二)……負傷に依る金銭上の損害(一九三)……賃金收入との割合(一九三)……救濟の程度(一九七)……醫療給付(一九九)……輕微なる負傷の場合(一九九)……年金制か一時金制か(二〇〇)……救濟

費用の負擔(二〇三)……費用負擔の立法例(二〇五)

### 第五節 労働災害保險の組織

保險制なき困難(二〇九)……保險制の便益(二一一)……保險組織の發達(二一二)……雇主賠償責任保險(二二三)……保險組織の色々(二二五)……保險の強制と組織の強制(二二七)……地域制と産業別制(二二七)……組織そのもの、種別(二一九)……國營保險と私營保險(二二〇)……相互保險組合の共通點(二二二)……掛金の不定(二二三)……保險基金組織方法(二二五)……三種組織の利害と組み合わせ(二二七)……雇主の側より見たる利害(二二八)……労働者側より見たる利害(二三一)……重要點(二三二)

## 第七章 労働疾病保險

### 第一節 疾病の社會性

疾病と其の經濟的結果(二三六)……疾病の社會性(二三七)……階級及職業と罹病率(二三九)……疾病と職業との關係(二四一)……性と年齢と疾病(二四三)……職業の相違と罹病率(二四四)……疾病の分類(二四八)……疾病救助(二四九)……社會的救濟施設(二五一)……労働疾病保險(二五一)

## 第二節 労働者疾病共済組合

疾病救助施設の必要(二五四)……自助的救濟組合(二五四)……救濟組合の任務(二五六)……疾病救助組合の組織(二五七)……組合組織方法(二五八)……組合員の數(二五九)……經費負擔(二五九)……救濟組合の功績(二六〇)……組合經營の困難(二六一)……經費負擔の不合理性(二六五)……國家の態度(二六六)……補助金制(二六八)……國家態度の變化(二七〇)……組合制度の不十分(二七一)

## 第三節 強制労働疾病保險

自助組合の不十分(二七二)……労働疾病保險の制定(二七三)……獨逸の疾病保險組織(二七五)……獨逸以外の國々(二七九)……友愛組合の保險業務(二八一)……法定基金制(二八二)……保險の範圍(二八三)……三様の區別(二八五)……所得額による區別(二八七)……狭き範圍限定(二八九)……保險料の負擔(二九〇)……補助金(二九一)……分擔制(二九二)……労働者の負擔額(二九五)……保險給付金(二九八)……保險金額の決定方法(二九九)……保險金支給期間(三〇一)……多數保險併用の利害(三〇三)……醫藥の給與(三〇五)……醫師選擇の問題(三〇七)……醫師に對する報酬(三一〇)……保險金額(三一四)……出産保險(三一六)……出産保險の範圍(三一八)……出産保險獨立組織(三一九)……保險給付(三二〇)……葬式料支給の問題(三二二)

## 第八章 養老及癱疾保險

### 第一節 現時の産業組織と老衰者

個人主義と老人の困難(三二四)……家族制度と老人尊重(三二七)……生産技術の變化と老人の價值低下(三二九)……長壽と老境の延長(三三一)……經濟的意味に於ける老朽(三三三)……産業經營の狀況と勞働者の早老(三三四)……老衰者の數(三三七)……救助の方法(三三八)

第二節 私的老衰救濟施設

諸國の養老共濟組合(三四〇)……組合事業としての困難(三四一)……養老基金制(三四五)……長所と缺點(三四八)

第三節 國家的養老保險制

國家的關與の必要(三五二)……拉典諸國の例(三五二)……佛蘭西の國家養老保險(三五三)……白伊の養老保險(三五四)……養老保險の實際的効果(三五六)……強制養老保險制(三五八)……獨佛養老保險制の異同(三六〇)……賃儲勞働者保險(三六一)……制度の緩和(三六三)……費用負擔(三六七)……勞働者と雇主との負擔割合(三六八)……國家の補助(三

七〇)……共通點(三七二)……均一掛金制と區分掛金制(三七二)……保險給付金(三七六)……療疾保險(三八〇)……疾病救濟併用(三八三)……保險給付額の定め方(三八四)……養老年金の定め方(三八六)……養老療疾保險の管理(三八九)

第四節 養老年金制

養老保險金の二元性(三九二)……一元性の可能(三九三)……養老年金制への推移(三九五)……丁抹の開例(三九六)……英國養老年金の制定(三九八)……養老年金制の性質(三九九)……年金給與資格(四〇〇)……年金額(四〇三)……年金に要する經費(四〇六)……財政負擔の大と制度反對論(四〇七)……他の反對論(四〇九)……保險制との比較(四一一)……兩制併用(四一三)

第九章 失業保險

第一節 現時の經濟と失業問題

失業と疾病及負傷との共通性(四一五)……失業の不可避性(四一六)……  
 失業歩合を見定むる困難(四一八)……失業歩合の不定性(四二〇)……産  
 業の種別による失業歩合の安定(四二一)……失業發生理由(四二三)……  
 事由の客観性(四二三)……事由の主観性(四二四)……失業と職工組合  
 (四二五)……失業防止の爲めの一般的怠業(四二七)……失業救済策(四  
 二八)

### 第二節 失業保険

失業保険の困難なる諸事由(四三一)……困難は可踰的(四三三)……労働  
 組合による失業保険(四三四)……労働組合失業救済の不十分(四三六)……  
 ……社会的保険の必要(四三八)……地方的失業保険(四三八)……ガン式失  
 業保険制(四四〇)……其の傳播(四四二)……補給を受く可き團體(四四  
 三)……補給金の歩合(四四五)……組合員以外に對する補給(四四六)……  
 ……都市直營の失業保険(四四八)……任意保険の不十分(四四八)……強制

失業保険(四五〇)……英國の失業保険制(四五二)……失業保険の範圍  
 (四五三)……掛金と保険金(四五五)……費用負擔(四五八)……給付金の  
 決定(四六二)……失業保険と労働組合(四六六)……掛金の拂戻(四六八)  
 ……労働紹介との協助(四七〇)……事業失敗の危険防止(四七一)

# 社會問題體系 (第六卷)

## 第十編 社會保險

### 第一章 社會保險の意義と必要

從來行はるゝ社會政策の中に在つて、最も有效なるものとして推奨せられ、諸國に依つて廣く實施せられてゐるものは、社會保險である。即ち労働者、其他所得少き者が、其の危険に曝されつゝある所の不慮の災害、疾病、廢疾、老年及び失業等の不幸の出來事に對して、其等の人々を保護せんが爲めに、之を私人の行ふ慈善、救恤の事業に委ね置く事なく、社會公共の事務として其の組織を造り、然かも唯其等の人々に對して、無償にて



恩恵を與ふることなく、其等の人々にも適當の負擔を課し乍ら、其の負擔に比すれば頗る大いなる給付を、右等諸種の不幸事の生じたる場合に、其等の人々が權利として享受するを得せしめんがために、設けられる所のものである。

然らば社會保險とは如何なるものなりやといふに、經濟的觀察よりして之を謂へば、廣義の社會保險とは、相互主義の上に造られたる經濟的施設にして、所得少き階級の人々の感ずる偶然的にして、然かも經濟的に之を評價し得べき、財的を掩はん爲めのものである。そして其は保險的施設なるが故に、普通の私的事業たる保險と共通の性質を有するものなれども、私的保險事業は或は營利を目的とし、或は少くとも私經濟的見地より、其の業務を構成し運用するものなるに反し、社會保險は、社會政策上の必要と見地とより行はれるものである。即ち社會的に存する財産及び所得の分配上の不公平の爲めに、財産と所得との缺けたる者、若くは少き者が、不慮の出來事の爲めに生活上に困難を感ずる際、之に保險金を給付する事

によりて、其の困難を輕減し、依つて以て社會的なる經濟的不公平に伴ふ弊害を、多少にても緩和せんとする爲めの施設である。

現時の實狀に就いて、労働者其他之に類する人々が、勤勞を爲し、之に對する報酬を得て一家の生活を支へて行く有様を見るに、先づ労働其物には随分危険なものもあり、又本來その労働が危険でなくとも、不慮の事からして負傷するやうな場合は、屢々之を見る所で、若し統計に照して之を見るならば、我國の如きに在つても一年内に於て、労働の爲めに輕からざる負傷をする労働者の數は、決して僅少でないであらう。(北米合衆國に於ては其數三萬人を下らざる可しと説かれて居る——H. R. Seager, Social Insurance, A Program of Social Reform, N. Y. 1910, p. 15) 又疾病の爲めに労働を爲し得ざる者の數に至つては、更に多數でなければならぬ。(米國では三百萬人を下らざる労働者が、常時大病に罹つて伏せつて居ると説かれてある——ibid. p. 17) 其他瘵疾や老衰の爲めに、労働を爲し得ざる者の數に至つては、更に多數なる可きは言を俟たざる所で、更に失業に苦しむ者の數の如きも、

時に大いに増減ある可しといへ、決して些少なからざるを思はなくはならぬ。

何れにしても労働者、其他一般的に勤勞に依つて活くる者等が、此等の事情のために勤勞不能の状態に陥り、其間所得にありつく道なくして、生活に困難を感ずる事の多大なるは、實狀の之を示す所である。元來無産階級の人々は、働いて所得を得、之に依つて生活するの外なきものなれば、一朝勤勞不能の状態に陥るに於ては、其の状態が長く續けば勿論のこと、餘り長く續かない場合に於ても、少からず困難するを避け難い。又負傷疾病等に對して、充分の手當を爲し治療を行ふに就いて、其の費用に事を缺き、其より生ずる苦痛と困難とをして愈々大ならしめ、又愈々長からしむる事となるを避け難い。

然し此等の不幸事は免れ難きものなるにしても、若し労働者及び此に類する人々の所得が、此等の事情に對して豫め備ふるに足るだけの餘裕を持ち得るほど多大であるならば、労働者は此等の災厄の爲めに、大いに苦し

所得の不  
十分

む事はない筈である。然るに之を實際に就いて見れば、少數の高級の俸給者及労働者を除き、大多數の労働者の賃銀所得は、唯僅かに其日々の必要を充し、生活を爲し得るに足るに過ぎない。とても此等の不幸事の爲に豫め備を爲し、それに依つて其の困難を免るゝに足るものではない。實の所は、大多數の労働者の所得は、文明並みの生活を爲すには、少しく不足する位の程度のものが普通であつて、其の生活費は所得よりも、少しく多大なるを常とする。("a little more than you've got" — Mark Twain) 果して然りとせば、日々の生活にすら足るや足らずの中から、更に其の幾部分を割いて貯蓄をなし、其の貯蓄に依つて不時の費用や、労働不能に因る所得の杜絶を補ひ、以て現在と將來とを通じて、生活の安定を得ん事は、所詮望み得べからざる所とせなければならぬ。成程「雨天の爲めに用意する」ことは、道徳的にも大事なことであり、經濟的にも必要なことであるが、其の用意を爲す可き餘裕が事實上存在せざるに於ては、洵に致方もないことである。然らば今少しく、労働者の勞賃所得を多くする道を講ずる事に依つて、



此等の不幸事に對しても、優に其の備を爲し得るに足るだけの事にしたらばよいと云ふ風にも考へられるけれども、其の所得を多くすると云ふ事自身が、既に大いなる難問題なるに加へて、其の所得増加が、うんと思ひ切つた増加であれば格別、然らざる限りは、僅かばかりなる増加では、労働者は將來に對する備を爲す事よりも、現在に於ける不足を補ひ、其の生活をして現在に於て、今少しく安んずるで充實せるものたらしむるを希ふ所から、其の所得増加は差當つての衣食住の不十分を、充すことに用ひらるゝ外はない。そして其は又労働者としては無理からぬ事で、其の生活の實狀を知る者は、誰しも之を不道德視する事は出来難い。

尙又労働者は少數の思慮深き者を除いては、大多數は、疾病だとか負傷だとか云ふやうな災厄は、他人の上には落ち来るを知るけれども、自分の上に落ち来る可しとは思はぬもので、又老衰や失業の如きことも、自分に其の運命の當然に來るものと十分に意識しないで、只他所事の如くに、不關心に之を觀過してしまふのが例である。そして其は勿論、労働者が普通

には教育が足らず、理性的に十分細かに物事を考へる事をしない所から來る弱點たるには相違ないけれども、兎も角も事實として、一般労働者は頗る樂天的なるを否み難い。従つて此等の不幸事に對して、現在に於ける享樂を、多少ともに犠牲に供して迄、豫め備を爲し置き、一生を通じての生活の安定を計らうなどとはしないものである。此の人生の弱點は、獨り労働者のみに限つたことではなく、人間一般に通じたものであらうが、何れにしても労働者の心理が、事實斯の如きものたるからには、之を彼等の自由意思に放任して置いて、多くの不幸事より來る困難が自然的に免れ得られたり、救はれ得られたりする見込はない。之を放任するに於ては、必ずや多數の生活不能なる労働者と、之に従屬する家族の人々とを生じ、其等は社會の厄介者となり、貧民救助其他に依る社會的救済の下に、漸やく生きさうる事となり、社會は之が爲めに多くの犠牲を拂ひ、然かも多くの落伍者を引連れて行かねばならぬこととなる。

そして此種の多くの落伍者が出來てくれば、社會にとつては、さなきだ

に好ましからざる不熟練労働者の群が、愈々以て多数となり、爲めに労働市場は常に其の者等による、労働供給上の脅威を感じ、一般賃金標準も之が爲めに引き下げられ、常に一種のグレッシヤムの法則が其の働さを表はして、熟練なる組合労働者に至るまで、之に依つて労働上の不利益を被り、一般的に労働者階級の向上を妨げ、労働者の質の退化を齎すこととなるを免れ難い。米國などに於ては、彼の Tramp と稱せらるゝ怠惰なる不熟練労働者の群が、安き賃金で長時間働き、然かも一種の浮浪的階級として、常に労働市場の調子を紊し、一般労働者の發展と、組合の發展との之が爲めに妨げらるゝ所少からざることが、大いなる災と考へられて居る有様であるが (Jack London, The War of the Classes.) 斯かる弊害は上に述ぶる事情に依つて、更に大にせらるゝ恐がある。然るに、此種の不熟練にして下等なる労働者の大群の存在する事は、獨り米國に限つた譯でなく、斯様な特別の名稱こそなければ、何れの國にも此種の労働者は存在し、我國に於ても、大いに其の然るものあるを見る次第だから、之より來る弊害に就いては、之を

一様に謂ふことが出来るのである。

總べて上に述べるやうな理由からして、今労働者をして、自助的に疾病や、負傷や、老衰や、失業等の事實から來る不幸をば、貯蓄の力に依つて救済せしむる望はないものと見なければならぬ。然らばとて此等に對する救済をば、慈善事業に依つて行はんとするが如きは、頗る現代の時勢に適合しない。即ち慈善事業の如きは、古くは隨分行はれたものだけれども、それが私人の事業として行はるゝにしても、又公の機關に依つて行はるゝにしても、世道人心の上に及ぼす影響は、甚だ面白からざるものありと謂ふ外はない。元來人は働いて食ひ、爲す可きだけのことを爲して、共に對する報酬を得て生きて行くと云ふのが、現代に於ける處生の根本原則である。如何に生活上困難すればとて、故なくして人の恩恵を受け、人格の獨立を傷けて、晏如たる可きものではない。されば労働者と雖も、或は疾病に罹り、又は負傷し、又は老衰し、又は失業したればとて、只他人の恩恵を被つて、共に依つて、其等の事情より來る不幸を免れて然る可きものではない

く、たとへ其の恩恵が雇主より出で來るとも、甘んじて之を受く可きものでないと云ふのが、現代に於ける思想上の要求より、出で來る所の根本觀念である。又慈善事業は、之を與ふる人よりしては、無條件的に、眞實に博愛の至情の迸として、行はれるものであらうとも、之を受くる者に於ては、動もすれば其恩に狎れ、依頼心を助長し、従つて労働者としても、漸次に落伍者化して所謂 *Scab* となつて氣概と能力とに於て、劣れる者となるを避け難い。

斯るが故に今労働に伴ふ多くの不幸事を、慈善事業に依つて救済せんとするが如きは、政策として極力排斥す可きものである。労働者にとつても、最も大事なものは其の魂である。魂を賣つて、有形の安樂を買ひ、不幸を免れるが如きことは、最も排斥しなければならぬ。此の意味に於ては、國家や其の他の公權力の、之を行ふものとしての救貧事業の如きも、其の齎す結果に於ては、同一様のものあり、其の行はるゝは、只已むを得ざる手段として、行はるゝに過ぎない。自ら生存する能力なき者を、落伍者とし

て救済するに過ぎぬ。従つて之は労働政策の部門には入り得ざるものである。されば今労働者の疾病、負傷、老衰、失業等に對する、労働政策上の研究を爲すに當つては、慈善的救済事業の如きは、問題とはなり得ないものと謂はなければならぬ。

果して然りとせば、今労働者の曝されて居る所の、労働不能を齎す可き多くの危険に對しては、如何なる方法を以て、之が保護の道を講じたらばよいかと云へば、其はどうしても保険の制度に依るより外に、よく現代の思想上の要求に戻らないで、然かもよく保護の目的を達し、労働者をして多くの災厄より、免れしむる道はないと云ふ事になる。保険は元より慈善事業ではなく、労働者も之に掛金を拂つて負擔に任じ、然かも其の災厄の生じた場合には、労働者は権利として、保険金の支拂を要求する事が出來、其の保険金は相當有効に、災厄に對して労働者を保護するに、足るだけのものであり、保険料として少額づゝを拂込む苦痛は餘り大ならずして、相當有效なる生存上の保障を、得る事の出來る譯なのだから、保険の制度は

實によく、労働に伴ふ多くの災厄に對して、労働者を保護するに足る所の政策上の施設と見る事が出来る。之れ労働政策として、労働保険の必要にして且つ合理的なる事の、主張せらるゝ所以であつて、然かも亦其の施設が有効に行はるれば、多くの労働政策中、最も其の効果の大なるを得るものとせらるゝ次第である。

然るに或る人々は、此の保険の制度に對しても之を非とし、其の行はるゝ事に依つて、労働者の自尊心を傷け、其の自助力を微弱ならしむるものとして、之を排斥せんとする。けれども此の批難は、多少ともに保険と慈善事業とを混同した考で、其の主張は必ずしも當らない。今労働者が現在に於ける、其の生活に不足あるからとて、之に對して救助が行はれるやうなことであれば、それは大いに彼等の自助心を弱め、其の依頼心を助長して、よい結果は齎さないであらうけれども、今労働者が將來に對して疾病や、負傷や、失業や、老衰等の場合の備へを爲さんにも、之を爲すだけの力なく、現時の賃金制を以つてしては、幾ら自助心の強いものでも、之を

自尊心を傷ける恐

保険の缺  
如より來  
る弊害

爲すに足るだけの餘裕を、與へられないものたるからには、其の備への爲めに多少の掛金まで爲して、保険に加入する事は、よし其の保険金が雇主の掛金や、國家の補助等の來り加はる所あるに依つて、労働者の掛金相等以上のものとなつて支拂れやうとも、其が爲めに労働者の自尊心が傷けられ、又其の依頼心を助長するに足るものではない。謂はゞ保険の制の行はれるのは、現時の賃金制の有する缺陷を、補はんが爲めであつて、決して恩惠的な施設として存在する譯ではない。労働者が之に依つて屈辱を感ずべき理由はないのである。

尙又之を致ふれば、保険の制度あるに依つて、労働者が疾病其他に對する不安を省かるゝを得、現在も將來も安神して、其の業に従ふを得ることになれば、其が爲めに労働者は、生存に對する確乎たる信念を持ち得ることとなり、従つて向上發展に對する希望も湧いて來て、労働を勵み、腕を琢き、精神の修養をも爲し、労働者としても、人としても、大いに進み行く事となり得可きである。然るに若し此の保障が與へられないで、災厄に

對しても、自分一人で全責任を負はなければならず、然かも之を負擔するに足るだけの力と餘裕とは、現時の賃金制を以てしては、どうしても出て来ないと云ふ事になれば、労働者は不知不識の間に、自暴自棄に陥り、どうせ働んでみた所で、明日の日はどうなるやら知れたものでないから、寧ろ太く短かく行かうと云ふやうな氣風が、一般に造り爲さるゝに至るは避け難い所である。從來労働保険制のよく備はらない國、例へば我國等の労働者の實狀に於て、多少斯る氣風の養はれたるものあるは、他にも理由はあらうが、労働保険制が缺けて居り、將來や不慮の災厄に對する保障なく、労働者の生存が、頗る不安なるものある事情より生じ來る所の、多大なるを否み難いであらう。

してみれば、論者の憂ふる所の如きは、多く憂とするに足らないで、寧ろ保険制の施設せられる事は、却つて労働者の自尊心を増し、其の自助力を大ならしむることゝなるものと見なければならぬ。

要するに上に論ずる所からして、労働保険の必要缺く可からざる理由と、

欠

**MISSING**

以上示す所は、社會保險の性質を明かにするに就いて、先づ考へて見なければならぬ所のものに就いての概観であるが、要するに事情斯の如くなるが故に、社會政策上有效なる保險施設と見られる所のものは、強制的なる保險制度であつて、現今狹義の社會保險と云へば、即ち之を指す次第である。そして其の社會保險なるものは、一の總括的な名稱に外ならず、其の制度としての組織はかなり複雑で、保險を必要とする原因の異なるに從ひ、多種多様な個々の保險制度が設けられ、然かも其等は社會政策上の意義と、目的と、任務とを有することに於て、共通的な性質を有するものなれば、之を一括して社會保險といふ次第である。

社會保險が、實施せられるに就いて、其の政策上の根本觀念を爲し、従つて社會保險の本質を示すものとして、最も明白な説明を與へたものは、獨逸の最初の社會保險法案の理由書の緒言として示されたるもの之である。その文意によれば、社會保險は、國家が進んで、労働者の境遇の改善を圖る可き積極的施設として、必要とせられるものであり、一般的なる労働者

保護立法と、相並んで其の補助的なる働きをなし、更には又勞働者保護立法も、之あるに依つて、よく其の實際的效果を發揮するを得るものとして、社會保險は必要とせられる。抑も現時の國家は、從來よりもより以上に、國民中救助を必要とする部類の人々を、保護す可き筈のものであつて、それは常に人道上的見地よりして、國家の義務とせざる可からざる所たるのみならず、國家保持の政策上の任務であらねばならぬ。即ち國家保持の政策は、國民中の最も多數を占め、然かも最も教育せられたる所の薄き、無所有階級の人々の間に、抑も國家なるものは、只單に必要ななる制度組織たるに止らず、實に又福祉増進の爲めの設備たる性質を有するものなりと云ふ觀念を、涵養することを以て、任務とす可きである。此の目的の爲めには、實に國民中の無所有階級の人々は、立法的施設の結果として、彼等が直接に之を享受し得可き利益に依つて、國家をば社會の諸階級中、よりよき地位を占むる階級の保護の爲めにのみ存する造營物には非ずして、彼等無産階級の必要とし利益とする所にも、其の任務を捧ぐる營造物なりと觀

る見解に、到達するやう導かなければならぬ。斯かる目的を遂行せんとする立法には、社會主義の要素の加味せらるゝものなりとする見地は、之を排除し難い次第だが、然しかゝる政策の實行は、現代國家觀念の擴張たるに過ぎない。其の觀念に従へば、國家は既存の權利の保護を目的とする所の、防禦的な任務以外に、尙ほ之れと併せて、適當なる施設により、又其の手中に在る手段の適用により、其の國民のあらゆる人々の福利、特に、力弱くして救助を要する人々の福利を、積極的に増進す可き、任務を負へるものである。此の意味に於ては、救貧に關する立法的規制の如きも、現代の國家が、古代や中世の國家と異り、之を國家固有の任務と認識する限り、其の中に社會主義的要素を、包含するものと謂はねばならぬ。そして今國家が、無産階級の境遇の改善を行ふ可き規定を造り、其の實施をなすと云ふのは、國家的なる救貧の根柢を爲す所の觀念を、擴張するに過ぎないのである。

兎に角社會主義的要素が、含有せらるゝと否とは、現今の問題としては



更に問題とするに足らぬ次第であつて、現代の國家は其の本然に荷へる公共的任務の一として、社會保險を行ふ可き責務を感じ、之に要する立法と、實地施設とを爲すことになつた。そして其の社會保險は、實に現行はるゝ多くの社會政策的施設の中に在つては、實質的には最も有效なる經濟的施設として、漸次に廣く諸國に行はれ、益々其の効果を發揮するに至りつゝある次第である。

## 第二章 社會保險の組織及分類

前章に明かにしたやうに、社會保險は包括的な構成を有するものであつて、多數の部門的な、そして或程度迄は包括的な、共通施設として構成せられるといふ事は、個々のばらばらな小施設に依つて、社會的な保險の行はれる場合に比して、遙に有效なる働を爲し得るを否み難い。即ち社會保險は、前に述べたやうに、一般的強制保險として、大規模な組織を有するを可とする。

仍て少しく社會保險の組織に就いて觀察するに、其の組織には大體三通りの、原則的な區別が認められる。

- (一) 私的企業團體たる保險會社、若くは相互保險組合による、任意的なる保險。
- (二) 労働者の自由にして獨立なる組織による任意保險。
- (三) 國家的なる強制保險。

此等の組織は、國々の間に、又保險の種類により、まちまちに分れて併存して居るのだが、狹義の社會保險として、最も其の特質の明かなるものは、強制的なる國家保險である。そして其は一方に保險の強制といふことの行はれると相伴つて、成立つものなるを忘れてはならぬ。

社會保險の組織が、斯の如く、其の根本に於て相分れ、之を諸國の實狀に就いて見れば、國々相互の間に於ても、著しき相違あり、又一國內としても、社會保險としての種類の異なるにより、其間組織の上に種々の相違ある所以のものは、社會保險の制度が、實際の必要に應じて、部分的に發達したものであつて、初めから一の統一的な計畫の下に、綜合的に造り上げられたものでないことに歸因する。されば其の構成の實況は、之を各個の保險部類に就いて、別々に研究せなければ、明かにすることが出来ないが、それは後の説明に譲ることとして、茲には先づ概括的な觀察を試むることとする。

そこで尙少しく強制的組織と、自由組織とに就いて見るに、國によつて

組織の相違  
性質の相違

強制組織  
と自由組織

は例へば伊太利の如き労働保險に加入することは、強制とし乍ら、其の保險の組織を如何様にするかは、之を自由に放置して居るものがある。斯の如くにするに於ては、其の組織の爲めには、小規模の多數の保險會社や組合の如きが出来て、其の間に競争が行はれ、従つて會社や組合の費用は増し、爲めに其の業務は薄弱となり、十分有效なる保險の行はれ得ざることとなる恐れがある。

されば強制保險制の下に於ては、組織はやはり之を全國的に包括する所の單一經營の組織と爲すことが、最も有效なる保險を行ひ得る所以とせなければならぬ。けれども其の單一的な組織としては、國家が直接に國營保險として之を行ふ可きか、それとも地方團體や、公共組合の如きをして、之を行はしめ、其の事務に對して國家が監督して、之を統一するの組織と爲す可きかは、たゞ之れ實際の事情に照して、其の可否を考ふ可きに過ぎない。一概に何れを可とするとも謂ひ難い。たゞ實際に於ては、古くより地方團體や、組合團體などに依つて、保險の行はれ來つたものを、後に國

組織の統一

家的に統一した國に在つては、在來の各保險團體の業務を其の儘に生かし置き、其の上に之が監理に關して、國家が統一する方法を取るを例とし、新に國家的な強制勞働保險制を、建設する國に在つては、直ちに之を直接國營制と爲すの風あるを謂ひ得可きである。

組織の不  
統一

現今の實狀に在ては、社會保險は、其の發達上に於ける沿革的な理由を主とし、他に種々の理由も加はつて、其の組織は甚だ不統一になつて居る。即ち一國內に於ても、保險せらる可き勞働上の危険の性質の異なるにより、又國と國との間に於ては、同一様の勞働危険も、之を保險す可き制度組織を異にして居る。従つて社會保險の組織に關しては、之を統一する事の可能不可能と併せて、其の可否の問題が、論究されて居る次第である。議論は勿論統一の可否に關して著しく相分れて居る。

統一不可  
論

先づ組織上の統一を不可とし、保險は危険の種類及性質の異なるに従つて相違す可きものなりと見る議論から検討しやう。

保險組織の別異性を可とする者は、先づ保險は其の目的とし任務とする

所が、保險さる可き危険の異なるによりて相違せりとの見解を抱く。即ち勞働災害保險は、所謂産業上の危険に對して、勞働者を保護する任務を有するもので、其に要する費用は企業者獨り之を負擔す可き性質のものなること、後に詳論するが如くなるが故に、其の保險の組織及び管理に關しては、企業者獨り直接の利害關係と、従つて之に對する發言權とを有す可き筈のものだと見る。そして一企業が災害保險の費用として負擔す可き掛金の額や率に至つては、當該企業の危険の程度に應じて異なる可きもので、之に従つて階級的に區別せられねばならぬ。そして又其の災害を防止す可き手段も保險と密接な關係の下に講ぜられねばならぬ。總べて此等の事柄に關する決定を爲し、保險としての管理を行ふことに就いては、一の獨立なる保險組合を必要とし、他の危険に對するものとは別種の保險として、組成されなければならぬといふのである。

然るに疾病保險の方面に在つては、保險は一定の比較的短かき期間宛、保險者に對して其の働を表はす可き性質のもので、然かも其の保險の必要

疾病保險  
の組織

とせらるゝ程度は、比較的確實なる基礎の上に之を算定することの出来る性質のものである。従つて其の保険組織としての運用は、保険せらるゝ者自身等が之に直接に参加して、其の管理を行ふやうにするのが最も適當なる道であるから、其の組織は之を地方的とし相互扶助的な施設と爲すを以つて妥當とする。

之に反し療疾保険に在つては、其の保険金給付は長き年月に涉つて行はれなければならず、又其の給付金額は各個の場合に就いて見て、可成多額に上るものである。其の代り管理上に於ては事務的な監視を要する事は、疾病保険に於ける程でない。加之療疾保険に於ては、療疾と云ふ事實に伴ふ結果を緩和する爲めに、醫療的な施設を要する所も大であつて、此等の諸事情を考ふれば、其の組織は、比較的大なる地域的な、若くは全國的なものとして、多數の所屬員を包括し、其の財政の基礎堅固で、財源の比較的豊富なるを要する。

養老及遺族  
保険の  
組織

之と似たる事情により養老保険及遺族保険も、長きに涉り、従つて各個

療疾保険  
の組織

失業保  
險の  
組織

の場合として、比較的多額の費用を要し、然かも其の保険事故の發生することは確實なるものであるから、其の管理を都合よく行はん爲めには、組織はやはり之を大規模のものとしなければならぬ。

次に失業保険に就いて見れば、其の組織は必ずや職業紹介組織と聯絡を有するものでなくてはならぬのみならず、其の管理上には、社會の實狀を審かにし、職業に關する十分なる智識を備へ、労働市場の實況に關しては特に明確精密なる智識を必要とする。従つて其の組織及管理は、到底之を他の身體的な危険に對する保険を行ふ者と共同にすることが出来ない。

更に此等すべての保険に關して共通的に考へられることは、所謂獨立労働者に對する保険は、被労働者に對するものとは、別個の性質を有するものたるを得ざることである。獨立労働者に於ては、短期間の労働の不能は大した困難を伴はない。然かも亦雇主なるもの無きことは、被労働者に關する場合とは、保険費用の負擔の狀況を異ならしめる。又失業的な意味に於て仕事のない場合に就いて見ても、其は獨立労働者の場合

獨立労働  
者に對す  
る保険の  
組織

には、社會保險といふことに關係ある現象でなくて、寧ろ經濟政策上の問題たる可き現象に外ならない。されば此等總べての事情からして、獨立労働者に關しては其特有の保險制を必要とする。

保險組織の統一を不可と見る人々は全體右の如くに考へるのである。

此の意見に對しては勿論大いなる反對意見があるのであつて、斯かる組織上の不統一主義に對し其の缺點を發くに躊躇しない。そして其の非難の最重要點は、斯かる組織は社會保險として甚だ雜駁で不統一なること、從つて其の管理上に多くの費用を要し、特に無駄な費用の少からざること、然かも其の保險施設としての効果は比較的微弱なるを免れざること、置かれる。即ちかゝる複雑なる保險組織の下に於ては、労働者の状態を調査し其の一々に關する材料を備へること、其の掛金を一々の場合につき定むること、其の保險金の額を決定すること、其他保險運用上に多くの重複的な手數と費用とを要し、之を社會保險全體から見れば、少からざる重複と無駄とが存せざるを得ない。そして其の管理上には多數の役員を要し、其等

不統一制  
非難

に關する總べての費用は、保險上の負擔を大ならしめる。

それよりも更に重要なる反對理由は、斯かる個々別々な制度を以つてしては、被保險者の健康を保護し、又其の活動能力を維持せしむ可き十分に適當なる手當を爲すを得ないといふことである。即ち例へば病院其他醫療設備の如きにしても、統一せられたる保險制度の下に大規模の施設が爲される場合には、十分行届いた有效な設備を爲し得るけれども、個々の保險方面に小規模な設備の行はれる分では、到底十分なる保險上の結果は擧げ得られない。特に疾病保險と癱疾保險とは、其の任務上に密接なる共通關係があるのに、兩者が別々の保險として其の制度を立てられる分では、雙方ともに大いなる不便と、從つて生ずる制度上の效果の不十分とを、免れ難いと論ぜらる。

總べて以上の如く個別制に對しては、其の缺點が指摘せられる所から、統一的制度に對しては反對に種々其の利點が論示せられる。先づ第一に示さるゝ所は、あらゆる保險事故に對して、單一なる社會保險制が設けらる

統一制の  
利點

れば、其の組織が比較的簡單になり、役員の数も少くて済み、従つて費用も節約さるゝを得ると云ふ點である。即ち保険カードも一枚宛ですみ、雇主及被保険人からの賃金申立も一度で事足り、保険料の取立てや保険金の支拂に關する事務も、其々一つの包容的な組織で事足るわけである。又監督も一樣の組織を以つて足りる。斯くて雇主及び被保険労働者に對して手数をかけること少く、又時間の冗を生ぜしむる事も少く、一般的に管理上の費用少くして、然かも制度の機能を發揮する上には、組織の單一と努力の集中といふことが大いなる長所として表はれざるを得ない。特に疾病保険と癩疾保険とが一組織の下に行はれることは大いなる長所であつて、病院其他の設備に於ては十分完全なものを有することが出来る。加之單一組織を以つてすれば、個々の保険の間に於ける權限上の争の起る餘地なく、個別制より生ずる保険相互間の重複や間隙を生ぜしめる餘地がない。

統一制に就いては斯かる利點が數へられるのであるが、統一制の實施に關しては、其の組織を職業を基礎として立つ可きか、地方を基礎として立

つ可きかの問題が生じる。同一職業を基礎として保険を組織することは、職業の同一なるが爲めに保険す可き危険の性質が似て居り、従つて其に關する計數的な見定めを正確に立つるを得、雇主及び被保険者から取立てる保険料は、よく危険の程度に應じたるものなるを得て、保険費用の公平なる分配を爲すことが出来る。又大規模な企業は多く同一の地方に存在するが故に、其の點から生ずる利便をも併せ享受するを得るとせらる。

然るに此の利點に對して考へられる不利の點は、同一職業にして然かも多數の地方に分散せるものに就いては、到底有效なる保険が行はれ得可からざることである。かゝるものに對して若し其の地方々々に保険基金を分散存在せしむるに於ては、其の基金は小規模のものとなつて十分なる効果を發揮し難く、さればとて少數な然し有力な基金を設くることにすれば、被保険者各個との接觸が保ち難くて、被保険者にも保険者にも共に甚だ不便である。

そして更に又同一職業又は類似職業の或集りに對して、一つ一つ獨立の

保険を造るとすれば、一國內若くは一地方内に多數の保険が併立することになり、前に述べた個別制に伴ふ缺點を備へる結果に陥るを免れ難く、折角の統一制をして有名無實に終らしめる恐がある。加之職業別制を實行するに於ては、自然的に職業的な利己心を刺戟することになり、全國的な統一を妨げ、やはり統一制の實なきに至らしむる恐ありと、見られるのである。

之に反し同一地域を基礎として保険組織を造り上げる場合には、各職業間の統一的結合を見ることが出来、若し保険が全國的統一制の下に造らるゝ場合には、全國的結合も實現され得る。そして職業別制に比すれば、組織が簡単な所から、經費も比較的安くて済み、基金の地方的集中が爲されるから、醫療設備等も完全なものにすることが出来る。

然るに此の利點に對しては、又缺點の指摘されるものがある。先づ第一には、各種の職業に亘り之を地域的に統一する結果は、費用の負擔や保険金の支給をして、職業に依つて相違する危険の大小の程度に適應せしむる

を得ないといふ不公正を生ずる。更には其の統一的にして單簡なることは、一面には職業各個に特有なる事情を無視する結果に陥らざるを得ない。尙又地域的單位相互間に連絡が造られ、地方的なもの、州域的なもの、全國的なものが、階級的に造り上げらるゝに於ては、組織は極めて複雑なものとなり、其の一部分に於ける混亂は、引いて全體に及ぶ場合が少なくなくて、制度の圓滑なる運行を紊す恐あるを免れ難いであらう。

要するに斯の如く、職業別制に關しても、地方別制に關しても、共に其の長所と缺點とが並び存する次第だが、從來實施された所に就いて見れば、近時の傾向としては地方別制が多く採用せられて居る。そして疾病保険が實に社會保險の中心を爲す觀がある。

其の著例としては一九二二年五月十四日の Serb-Croat-Slovene Kingdom の法律の如きであつて、中央勞働保險所は、法律に定めたる總ての保險事故に對して、被保險者を保險する唯一の保險者である。そして其は疾病保險と、産業災害保險と、癱疾及び老年保險との三分枝を包容するものである。

一九二四年十月九日の Czechoslovakia 法も亦、社會保險に於ける斯かる統一を圖るものとして例示に値する。一九二二年の露西亞勞働法に依つて設けられたる社會保險制も亦、保險料の集收及び保險金の管理に關して統一制を樹てたばかりでなく、産業に原因する事故と、之に原因せざる事故との間の區別も、最早法律的に認められることなく、又一時的並びに永續的勞働不能を共に保險する。地方的基礎の上に造られたる單一社會保險として二重の階段を有し、下段に於ては地方的基金が、一時的なる事故の保險的實地給付を爲す任務を負ひ、上段の州域的基金は、永續的なる事故即ち永久的癱疾や遺族扶助に對する保險給付を行ふのである。兎に角露西亞の制度に於ては十分なる簡單化が行はれた次第である。

されば近時の傾向としては、社會保險の組織は、なるべく之を單一的な簡單なものにせうとする努力が、窺はれると見て差支ない。

(International Labour Office, General Problems of Social Insurance, Geneva 1925, pp. 129—136)

組織の問題に就いて攷ふるに當り次に論ず可きことは、斯かる勞働保險制を布くに當り、其の保險の全効果を發揮するに足るだけの費用は、隨分巨大なりとせなければならぬが、之は如何にして支ふ可きかと云ふことである。若し保險の制度を以つて、個々の危險に曝されたる者を集合することとに依つて、其の危險を保險團體に屬する各人に分擔せしむると云ふだけの意味のものならば、其の危險保障に要する費用は、悉く保險加入者の負擔とならざるを得ない。けれども今勞働保險に就て、勞働者に此の意味の全負擔を課するに於ては、彼等は到底之に堪え得るものではない。勞働者の所得は、之を堪え得んが爲めには餘りに少額である。それに又勞働保險の目的となる可き勞働不能の危險は、或は負傷或は疾病或は失業或は老衰と云ふやうに、多くの種類に分れて居て、其の各々に就いて保險の制が布かれるとすれば、勞働者の支拂はなければならぬ掛金は、幾重にも重なつて、勞働者は到底其の負擔に堪え得ざるは明かである。彼等が之を堪え得る程度の保險となすに於ては、其の保險金は頗る少額のものとなつて、終



によく事故發生の場合に對する有效なる保障となり得ないのである。されば之を有效なる労働保險制を樹立するものとしての問題として云へば、労働者の支拂ひ得る掛金では、到底保險の全費用を支ふるに足らぬと、云ふことになる。

茲に於てか労働保險に在つては、其の種類に依り、或者には労働者をして主として負擔に任せしめ、之に雇主や國家やが參加して其の負擔の一部分に任ずる仕組を立て、又或者に於ては専ら國家が其の費用を負擔し、労働者には何等の負擔を爲さしめないこととし、又或者に於ては國家と雇主とが、又は雇主のみが、其の負擔に任ずることとする方法が行はれざるを得ないのである。此の事は何れ後に各種の労働保險に就いて述ぶる際に、之を詳論するであらうが、例へば疾病保險に在つては、其の費用を主に労働者の負擔として雇主が其の一部分を負擔することとし(獨逸の労働疾病保險)、老年に對する保險に在つては専ら國家が之を負擔し(英吉利の養老年金制)、負傷に對する保險に在つては、雇主が主として其の負擔に任ずること

と諸國に其の例を見るが如き之である。

斯く労働保險に關して、雇主や國家が其の費用負擔の全部又は一部に任じ、或意味に於て労働者が恩恵を被ることに對しては、多くの議論の生ず可き餘地があるけれども、それは前に幾度か之を明かにしたやうに、必ずしも労働者の自尊心を傷けるものでなく、負傷や疾病の如き必ずしも常に労働者一己の責任として表はれる事實でなく、又失業老衰等の事實も其の來ることの避け難きもので、總て此等の不幸事に對して労働者の生存に安慰を與ふることに就いては、雇主も共同の責任を感じ、又社會一般の利益も大いに之に繋かつて居るものたるからには、其の危險保障の爲めに要する費用の一部分又は全部を、雇主や國家が負擔するのは、何れも労働者に對して恩恵を與ふると云ふことにならず、雇主も國家も其の責任者として、當然に負擔す可きものを負擔するに過ぎざることが謂へるのである。尙ほ此の事に關しては、之を各種の保險制を個別的に講究するに當つて、又攷へて見ることにするであらう。

要するに現今労働保險制は、其の必要缺く可からざるものたるが爲めに、大様に述べたやうな組織上の原則の下に、諸國に於て益々廣く益々有效に行はれんとしつゝあるが、それは發達すればするに連れて、漸次に當初労働者の爲めにのみ設けられたる労働保險たりしものも、化して廣く社會の人々を包容する社會保險制となり(Arbeiterversicherungは化して Soziale Versicherungとなり)來るものとする。而して其の傾向は、労働保險の目的とするが如き保障は、獨り労働者階級が之を必要とするに止らず、中等階級の或部分、即ち下級俸給取や小商人や手工業者や小農民やの如きも、之を必要とする所から考へて、洵に當然で又大いに歓迎す可き傾向と見なければならぬ。貧弱なる中等階級中、特に勤務に依つて衣食する俸給取階級の大部分の如きに取つては、強制的なる社會保險の必要なること、毫も労働者階級に於けると異なる所なきことは、少しく俸給取階級の實質と、其の生活の實狀とに就いて、講究するに於ては、誰しも之を會得するを得る所である。實に此の階級は、たゞ智的労働者として、少しく普通労働者と區別せらるゝに

過ぎない。其の實質に於ては、廣義の労働者階級に屬するものたるに外ならないのである。此等に對して、先づ労働保險が其の手を擴げて、漸次に社會保險化することは、洵に至當のことと謂ふ可きである。

仍て尙ほ少しく社會保險の範圍、詳言すれば之に依つて保護せらる可き人々の範圍に就いて考ふるに、社會保險が強制保險として實施せらるゝ場合には、其の範圍を限定することは、自由保險として行はれる場合に比して、一層重き意義を有せざるを得ない、然るに此の範圍の限定は、社會保險の目的とする所に關する見解の異なるに従つて、其の趣を異にせざるを得ないが、大體に於て其の範圍に關しては、次の如く四様の限定を爲すことが出来る。即ち(一)あらゆる人々を包括す可き全國的組織のものとする、(二)報酬を得る爲めに職業に従事するものを保險すること、(三)經濟上の力の弱き勤勞者を保險すること、(四)總べての賃傭労働者若くは其の或部分を保險すること。今此等に關する少しく詳細なる觀察を試むる。

(一)全國的保險 如何なる職業に従事するを問はず、又保險に加入する際

も其の所得高の如何を問はずして、疾病、傷害、疾病若くは傷害の結果たる癱疾、分娩、老衰、死亡等より生ずる經濟上の損害に對して、あらゆる人々を保險するものを全國的保險(National Insurance)といふ。然るに斯の如く保險の範圍を定むることに就いて、早速問題となる所は、老衰及び死亡と云ふ事實は、勞働者ならば此に因つて所得を失ひ又は減じて生活に困ることにもなる可きだが、勞働者其他勤勞所得に依つて活くる者以外に就いて見れば、此等の事實は格別直接に經濟上の困難を伴ふわけでない。従つて廣く一般的に社會の人々を包容する保險制を設けて、此等の事實に伴ふ經濟上の困難に對する、救濟の道を講ずる必要は無いことになる。されば全國的なる社會保險はたゞ疾病、傷害、癱疾及分娩に依つて生ずる醫療上の費用の負擔増加に對してのみ之を保險する制度たらしむるを以つて、正常とすといふやうに考へられることになる。然るにも拘らず從來の實狀に於ては、全國的社會保險が實施せられるに至つたのは、却つて老衰と疾病との場合に關してであつた。そして此を正當附ける理由としては、人の經

全國的保  
險の可否

生活は元來不安定なものなること、其の財産や所得はたとへ大なりとも消滅する恐あるを免れざること、其の生存中病氣や負傷などの爲めに生ずる費用は之を荷ひ得ざることある可きこと等が、掲げられて居るのである。要するに社會に於けるあらゆる人々が、働き得る時期に、又其の經濟の榮えて居る時期に、將來に對する備を爲す可く強制保險の制度に依つて、其の責を負はされて居ないならば、後日若し此等の人々が其の經濟上の手段を失ふに於ては、早速社會の厄介になるを免れないであらう。されば獨立の生計手段を有する人々をも、廣く強制保險に加入せしむることにするのが、社會としての權利でもあり、又義務でもあるのである。併し又之に反對する考へから云へば、苟も獨立の生計を立て、且つ富裕なる財産や所得を有する者は、其の自己責任として將來のために備を爲す可き筈のものなれば、たとへ其の中の少數者が斯かる心掛を缺ぐことありとも、それが爲めに一般的に強制保險を布くことは、立法があまり個人の自由に立入り過ぎるものだと非難する。

(二)勤勞者保險 社會保險は之を勤勞者にのみ限り行ふことが出来る。そして其の勤勞者は獨立に業務を営むものなると、他人に雇はれて賃傭勞働に従事するものなるとを問はず、又其の所得の大小如何をも問ふことなく、苟も勤勞所得に依つて生活する人々を、包容する保險となさんとするものである。若し社會保險の目的とする所を以て、仕事を爲す能力に缺乏を來したる者や、仕事を爲す可き就職の機會を得ざる者やに對して、其の生活を支持するを得せしむることに存すと見るならば、獨立勞働者たると被傭者たるとを問はず、苟も勞働に依つて衣食する者を、被保險者の範圍と爲すべしとするは、甚だ概念の明確を得たるものと謂ふことが出来る。そして其の被保險者範圍に關して、困難を感ずることは少い筈である。然のみならず其の被保險者範圍を定むるに就いては、所得の大小をも問ふことなしとするに於ては、其の意味よりする範圍の限定に關する問題も發生する餘地がない。

他人に雇はるゝことなく、自己獨立の勞働に依つて生活する者に對して

も、社會保險の行はる可き必要あることは、此等の人々の生活が經濟的に之を見れば、被傭勞働者と多く異なる所なき事情よりも考へられるが、同時に又被傭勞働者と獨立勞働者とは、決して明確に區別せられ截然と相分れたる兩部類ではなく、兩者は互に交叉せる區分である。即ち一身上の事情や經濟上の理由などに依つて、獨立勞働者であつたものが被傭勞働者に變つたり、被傭勞働者が獨立勞働者になつたりする例は多數に存する。従つて勞働者を以つて、社會保險の被保險者範圍とするからには、兩者を共に其の範圍内に包含せしむるを正當とするは、疑のない所である。たゞ問題は、兩者に對し別々の保險組織を建つ可きか、兩者に共通な一組織を設く可きかと云ふことである。

兩者に共通なる保險組織を造ることに對する難點は、たとへ同一様の危険といへども、獨立勞働者と被傭勞働者との對しては、必ずしも同一様な經濟上の結果を齎さず、又同一様の保險上の責任をも生じないといふことである。即ち所得を失ふ可き危険に就いて考ふるも、被傭勞働者は人に

雇はれなければ働くことの出来ない結果、失業とか、負傷とか、病氣とかいふ事實により、全然所得に有付く可き道を失ふことがあるけれども、獨立労働者に在つては、よし自分は働けなくとも、其の家族や助手や雇人に依つて仕事を繼續することが可能で、従つて或程度の所得は之を保持することの可能なる場合が少くない。保険の管理に伴ふ責任に於ては、獨立労働者は掛金負擔を全部自己に於て荷ふ外はないが、被傭労働者に在つては、其の全部例へば傷害保険の如き又は一部分例へば疾病、癱疾、老衰保険の如きを雇主に負擔せしむることが出来る。それに又更には保険料や保険金は、被保險者の所得を基礎と爲すを以つて普通とするに拘らず、其の所得は被傭労働者に就いては、之を確かむること極めて容易なるに反して、獨立労働者に就ては決して容易でない。後者には其の所得を隠蔽する弊あるを免れ難い。従つて今若し兩者を同一保険の下に包括するに於ては、動もすれば獨立労働者に比して、被傭労働者がより以上の負擔に任じ、前者は後者の犠牲に於て不當利得することゝなる恐ありとせざるを得ない。

最後に困難なる事情は、被傭労働者と獨立労働者とは、其の年齢分布の状態が一樣ならず、前者よりも後者の方にやゝ年を取つた者の多いのが例である。即ち被傭労働者は年を取ると、獨立労働者になるものが比較的多いと云ふこと、換言すれば獨立労働者となるには、かなり年を取つてからでないと出来難い事情あることである。そしてこの事は兩者に共通なる保険組織を設ける上に、其の技術上の支障を爲すを否み難い。

總べて此等の事情あるが爲めに、共通保険はとかく十分なる發達を遂げ得ず、獨立労働者に對しても社會保険の必要大なるに拘らず、兎角之を包容する保険の發展を見難きを例とする。

(三)被傭労働者保険 獨立労働者を社會保険の範囲に入れることの困難は、社會保険の範囲を以て、被傭労働者に限定せんとする見地を、成立せしめる。そして社會保険の範囲を斯くの如く限定せんとする見地は、獨立労働者たると被傭労働者たるとを問はず、所得の額少き者のみを以つて、社會保険の被保險者範囲と爲さんとする見地と、其の理由を一にするものと見

被傭労働者  
の保險の  
長所

て差支ない。即ち賃傭労働者は一般的に賃銀利得の少きものであり、其の所得は日常生活の爲めに其の全部を用ひ盡され、到底十分なる貯蓄を爲す餘裕もなければ、又任意的に自由保険に加入する餘裕もなく、従つて疾病、負傷、老衰、失業等に由つて生ずる生活上の困難に對して、自助的なる備を爲すことに任せて置けない事情がある。然かも此等の者が負傷や病氣や老衰や失業等に依つて被る經濟上の苦痛は、之に備へる餘裕なきだけに一層多大であるから、何等か之を救済す可き社會的施設を爲す可き必要は、最も痛切に感ぜられざるを得ない。

次に社會保険を賃傭労働者のみに限る組織の長所とする所は、此の組織を以つてすれば、保険技術上之を實行することの容易なりといふ點である。即ち此の組織の下に於ては、保険費用は保険料の一部分として、之を雇主に負擔せしむるを得るのみならず、労働者の掛金は賃金支拂の際、事業家に於て之を差引いて保険に掛込む便利がある。

然るに此の制度に對する非難は、労働者中に在つてたゞ賃傭労働者のみ

保険して、之と同様の境遇にある獨立労働者を除外するは、眞の社會保険たる所以に非ず、尙又被傭労働者といふからには、其の範圍廣く、所謂俸給取をも包含する次第だが、斯かる廣義の賃傭者中には其の所得額も随分多いものもあるのに、此等もすべて其の所得を貯蓄したり、私の保険に加入したりする餘力なきものと見るは、甚だしき見當違ひたるを免れ難いと云ふことである。茲に於てか、此の制度を樹つるに就いては、被保險者たる可きもの、範圍は、一定額以下の賃所得を有する者と爲し、其の限定を置くことが必要と考へられる。そして其の限定は、賃金の平均標準と生活標準とを斟酌して、見定めらる可きは言を俟たない。

最後に少しく労働保險の分類に就いて窺つて見る。其の分類は保險の原因となる所の諸多の事實より考へて、之を爲すことが出来る。試にマーネス教授(Prof. Alfred Means)の爲したる分類を示して見やう。氏は保險の制度に依つて救済さる可き諸種の經濟上の不幸事をば、次の如く類別することに依つて、之に對する各々の保險の分類を爲し得るものとした。

(一) 労働者其人に固有なる理由、又は外部からの事情によつて労働が一時妨げられ、従つて労働者が所得を得る道の全然又は部分的に閉塞せらるゝ場合。其の場合は次の諸事由に依つて起る。

- (イ) 疾病の爲めに(疾病保険)
- (ロ) 負傷其他の出来事のために(災害保険)
- (ハ) 妊娠及び之に伴ふ所のものゝ爲めに(産婦保険)
- (ニ) 労働市場の不景氣の爲めに(失業保険)
- (イ) 労働及び所得に對する永續的なる障害ある場合。其の場合の起るは
  - (イ) 疾病及び負傷の豫後の結果の爲めに(療疾保険)
  - (ロ) 老年の爲めに(養老保険)

此の永續的なる労働障害には、全部的なるものと部分的なるものとがある。

(三) 人格の全く亡ぶる場合。即ち労働者の死亡に依つて經濟的なる損失の生ずる場合。それは

- (イ) 葬式の爲めに費用を要する結果として葬儀保険)
- (ロ) 寡婦に對するもの(寡婦保険)
- (ハ) 孤兒に對するもの(孤兒保険)

此の分類は簡單に出来て居て、保険の性質と其の種別とを併せ示すに足る。そこで現今普通に行はれて居る労働保険は

- (一) 労働災害保険
- (二) 労働疾病保険
- (三) 労働養老保険
- (四) 療疾保険
- (五) 寡婦及び孤兒保険
- (六) 失業保険

結合するを例とする

に分類せらるゝが例である。尤も之で全部の労働保険を包含する譯ではないが、従來行はれて居るものは此の外に出でないし、又今後に生ずるものも大抵此の分類の何れかの範疇に入れることが出来るであらう。

1. Borcht, van der Grundzüge der Sozialpolitik, Leipzig 1904, S. 331—338.
2. do. Art. "Arbeitsversicherung" in Conradtschen Hwb. f. Stw. IB. S. 783.
3. International Labour Office, General Problems of Social Insurance, p. 1—17; p. 129—
4. Rubinow, Alfr.-Social Insurance, with special reference to American Conditions, N. Y. 1913, p. 3—12.
5. Seager, H. R.-Social Insurance, A Program of Social Reform, N. Y. 1910, pp. 1—23.

### 第三章 労働保険の發達

現今に於ける労働保険は、其が強制的なること、國家の補助又は直接の國營に依つて行はれること、従つて其の事務は嚴重なる國家の監督の下に在ること、を、要件となすとするを得可きものであるが、かゝる性質を有する労働保険を造り上げ、初めて大規模に實行するに至りたる功績は、之を獨逸に歸せなければならぬ。尤も獨逸國內の諸聯邦や他の諸國に於ても、労働保険制の必要は夙に認められ、現時の労働保険の基礎となり、又其の前身と見る可きものは、早くより存在した。そして其等の保険、若くは保険類似の施設は、大體三種の道筋に依つて行はれたのであつて、國々に依り多少づゝ其の趣を異にするは言を俟たぬ。三種の道筋とは(一)企業家による救済施設、(二)労働者の共同組合團體による相互扶助的施設、(三)公共團體による救済的施設これである。

此等の諸施設は中世代にも既に多少は職人徒弟に對して行はれたが、近

現時の労働  
起原



世産業の發達に伴ひ益々多く其の必要が感ぜられ、漸次に保險たる可き性質を備へるやうになつて來た。特に現代的なる産業の發達に伴ひ、工場工業の道が開け、鑛山業も急に發達して機械の使用も益々其の道を擴げるやうになり、又化學工業の發展を見るに至つてからは、労働に伴ふ危険も急に増加し、疾病も多くなり、保險的救済の必要は益々切なるものあるに至つた。そして又労働自由契約制が確立するやうになつて、労働の賣買が労働市場に於て行はれる實狀の造り成されるに連れて、失業と之に伴ふ労働者の困難も段々に大きくなつて來て、之が救済の必要も痛切なるものあるに至つた。然るにかゝる事情の明瞭なるに至つた産業革命以後の時代に於ては、一般的に自由主義思想が實勢力を占めて居たのであるから、國家は勿論のこと自治體其他之に類するものに於ても、公の施設として斯かる社會的困難を救治す可き積極的行動をとるものとは無かつた。即ち一般的に自由放任の態度が持せられ、各個人の自由を尊重し、社會の事情は自然の成行にまかせ、自然的なる發展を遂げしむるが最も合理的で、又賢明の

策と考へられて居たから、労働上の傷害や疾病や老衰や失業等の如きことに對しても、敢て公權力が進んで其の救済の任に當らんとすることなく、又私の團體に於て之に關する施設を爲すことを、特に獎勵するといふ風もなかつたのである。

けれども事情の實際上の困難は漸次増大するばかりであつたから、私の團體特に企業家側に於ては、之に對して何等かの施設を爲さんとする風が追々生れて來るやうになつた。其の勢は十九世紀の後半に入ると共に益々著明となり、社會改良家の主張や運動は、大いに此の新たなる勢を助成するに貢獻する所あり、種々私的なる救済設備は生れ出づるに至つた。

斯かる間に労働者自身に於ても、其の團結の力に依つて、自發的に又自助的に、種々の労働上の災害や困難やに對して、救済設備を爲す可き氣運が進んで來た。其の自助的設備は後に述べるやうに、既に中世時代から多少づゝ根を下して來たものであるが、労働者の組合が發達するに至つてからは、特に著しい發達を遂ぐるに至つた。そして労働組合の發達は先づ英

吉利を舞臺として表はれて來たものだから、自助的救濟運動も亦、先づ英吉利に於て其の發達の見る可きものがあつた。即ち彼の Friendly Societies の發達と活動とが之であるが Trade Unions も亦其の方面の活動を爲し、狹義の労働組合運動と、保險救濟施設との間には、當初最も密接なる關係があつた。同時に又英吉利に於ては、普通の保險會社が労働傷害其他に關する相互保險的事務をも行ふやうになり、時情の必要は斯の如く種々の方面に於て労働保險的な事業の發生を促すに至つた。

總べて斯くの如くにして労働に關する保險施設は、先ず企業家及び労働者の間に於ける、自發的な又は自助的な運動として表はれて來たのであるが、斯かる私的な設備を以てしては、到底よく労働に對して十分なる救濟の實を擧ぐるに足らず、漸次益々社會的に其の意義の重要さを増す所の労働上の種々の災厄や困難に對して、小規模な又各孤立した設備を以て其の救濟を十分行はんことは、所詮制度として不十分なるを免れないで、其の制度の社會化を行ふことの必要は段々に加はる一方であつた。それに他方

施設社會  
化の必要

國家の態  
度の変化

國家の側に在つては、自由放任思想が漸次緩和せられる所あると同時に、労働者其他一般民衆が政治に参加する傾向も益々進んで來るやうになつたものだから、國家の任務に關する見解も漸やく變化して、曩の自由放任的な態度が多少づゝ改まり、今少しく積極的な態度に出なければならぬと考へられる風が、造り成されるやうになつた。即ち國家はたゞ各個人の爲す所を整へるといふだけの任務を以て限定さる可きでなく、公共團體としてのそれ自身の任務として、廣く社會に涉つて生ずる事情に對しては、之を積極的に調理しなければならぬものとする考が、熟するやうになつた。

此の兩面の事情の變化からして、國家は企業家や労働者の爲す自助的保險施設に對して、漸くに此等をば普通の社會事情などゝ區別して考へ、其の負へる社會的公共的任務に對して、特別の注意を拂ひ、特別の取扱を爲すやうになつた。そして終には之を獎勵するに至り、之に資金の補助をも爲して、其の設備の擴充を遂げしむるに盡す所あるに至つた。茲に於てか労働保險に關する施設は、漸やくに其の社會化を見ることになつた譯であ

つて、國家保險制の設建せらるべき地盤は整へられた。

此の變化を具體化して、勞働に對する保險的施設を現代化し、之に上に述べたる三つの要件を具備せしめて、國家保險たる性質のものたるに至らしめたのは、獨逸帝國である。即ち他に卒先して勞働保險の社會化と現代化とを行つたものは獨逸であつた。然かも獨逸帝國に於て其の實施を見るに至つたのは、皇帝ウイルヘルム一世と比斯馬克との力に負ふ所多大であつて、獨逸帝國建設の當時、早くも一八七〇年代、八〇年代に於て、勞働保險制の地盤は固めらるゝに至つた。

獨逸に在つては古くより勞働保險の精神と、幼稚ながらも其の組織とは存在したのであつて、現代勞働保險制は此の基礎ありたるが爲めに、よく發達するを得たと云ふことが出来る。即ち一八八〇年代に於て、勞働保險に關する多くの帝國法の制定せらるゝ以前、既に勞働に依る負傷に對する保險制が諸聯邦中に存在したるのみならず、勞働者疾病保險も亦可也著明なる發達を遂げて居た。勿論其の制度は其の行はれる地方によつて區々で

あつて、強制的なものもあれば自由制なものもあり、國家的なものもあれば、地方的なものもあり、相互保險制によるものもあれば、他の組織を採るものもあり、其の中の或者は勞働者の組合と結合されて居り、又多くは彼の手工業組合と結合されて居たのである。言ふ迄もなく中世手工業組合は其れ自身が、一の共済組合たる性質を有するものであり、組合員は吉凶共に之を共同にし、特に組合は組織として組合員の疾病負傷其他の不幸に對して、之が救済の任に當ることを以て其の任務と爲し、斯くてこそこの組合は、實に一面に於ては經濟的結合たると同時に、他面に於ては又一の共同自治體たる性質を、具備するを得るものと考へられた。そして此の中世手工業組合の發達は、獨り之を獨逸國內に於て見たばかりでなく、廣く歐洲諸國に之を見たのであるから、此の相互扶助的な精神と組織とは、廣く存在し、此の精神と組織とが基礎となつて、近世産業制の發達と勞働階級の發生とに連れ、茲に又新たななる組織の下に勞働保險制の發育を見るやうになり、其の發達は終に獨逸に於て先ず最も著明なる展開を爲し、最初に現代的勞働保

險制としての面目を整ふることゝなつたのである。此の基礎のあつた爲めに、現代労働保險制が容易に建設され得たことは、最も注意すべき所に屬する。

即ち普魯西に在つては一八七六年に於て工業條例 (Gewerbeordnung) が改正せられ、救済金庫組合 (Hilfskassen) の設置に對する規律を見るに至り、十六歳以上の労働者は之に加入す可き強制を受くることゝなつた。そして又疾病金庫組合 (Krankenkassen) は此の救済金庫組合としての性質を認めらるゝことゝなつて居た。そして同年の終りに當つては、獨逸國內に於ける疾病金庫組合の數は、既に五千二百三十九を數へ、之に加入せる労働者は約八十六萬九千人に及んで居たのである。

惟ふに或種の職業に於ては、其の職業に固有なる事情から、之に従事する者が、時に負傷したり、爲めに不具廢疾になつたりすることは免れ難き所である。そして普通の疾病に至つては、負傷ほど明瞭に職業との關係を知ることが容易でないにしても、苟も労働に依つて衣食する者は、疾病の

爲めに労働を妨げられ、之に因つて生活の困難を嘗めなければならぬのだから、其の負傷や疾病に對して相互的なる救済制度を造ると云ふことは、職業組合としての手工業組合の下に於ても、又其が崩解して近代産業組織が出来上り、其の下に労働者階級の發生を見るに至りたる以後に於ても、必ずや必要とせらるゝ所たらざるを得ない。そして其の必要は種々の形式に於て、其の救済制度を造り出すことゝならざるを得ないのである。而して又労働に因る負傷の如きに關しては、之が救済の爲めに要せらるゝ費用を、全部又は一部分に於て、雇主又は産業自體の負擔たらしむることも、早くより之に氣付かれ、又實行され得可き所であつて、獨逸に在つても帝國建設以前に於て、舊諸國中に或は疾病金庫組合や負傷救済組合やの如きを見たることは、洵に故ある所とせなければならぬ。

事情斯くの如くなるが故に、労働者は夙に斯かる組織されたる救済設備の必要に對する理解を有し、其の必要を充たし其の組織を造り上げる爲めの費用としては、彼等の受くる貧弱なる賃金收入中、幾部分を割いて出捐

するを辭せざらんとする氣風の養はれて居たことも、容易に了解されうべき所である。けれどもその救済が十分完備せる組織の下に、有効に行はれることは、事其れ自身の性質上元より然る可き所なるが故に、此の組織を備ふる爲めには、實に國家の側に於て進んで其の責に當たり、救済資金の一部分は之を國民共同の負擔として、國費支辨と爲すことを必要としたのである。

此の必要とせられたる國家の施設は、獨逸に於て最初に實行せられることとなつたのだが、一體何が故に獨逸が卒先して斯かる施設を爲し、勞働政策上の先進國たる英國に對して、先鞭を着けるに至つたかと攷ふるに、それには色々の理由があるであらうが、兎に角十九世紀の後半に於て、獨逸は帝國の統一成ると共に國力の發揚と産業上の大發展とを爲すに至つたのに、同國に在つては、其の國家なるもの、觀念が、英國などに於けると少からず趣を異にし、英國に在つては個人主義的見地が強き力を持つて居て、國家は成る可く個人の自由に干渉を試みず、其の政策は努めて自由放

國家的施設

任の政策たらんとするに反して、獨逸に在つては、個人主義よりも、國家主義的なる團體主義の勢が優勢で、國家は國民全體の纏つた利益を保護し増進することを以て、任務とす可きものと考へられ、従つて其の政策は經濟一般の政策に於てもさうであるやうに、保護的干渉政策たるを以て其の面目となし、勞働者に對する政策の如きも、此の一般的面目に齟齬する所がなかつたからである。それに又獨逸に在つては、勞働者の政治的團結がマルクスやラッサールの力に依つて夙に勢力を得、一般に社會主義的傾向が政治上の實力を持ち得たことも、實に勞働者保護の爲めに、國家の力を用ひしむるに至つた次第であつて、國家主義的な色彩は社會主義的傾向と相結んで、茲に國家の社會政策をして早く其の地歩を着くるに至らしめ、所謂社會政策なるものは、先ず獨逸に於て其の發顯を見ることとなつたのである。而して此の勢の造り成さるゝに就ては、學者と政治家と勞働者との共同の力が大いに貢献する所があつた。工場法の制定等に於ては、既述の如く英國は第一の先進國なりと雖も、只法規を設けて個人の活動の自由

の範圍を限定すると云ふ、やゝ消極的なる國家の態度以上に進むで、國家が積極的に労働者の福利の爲めに施設を爲し、國費の負擔ともなるを顧みないで、實質のある政策を行ふに就いては、却つて獨逸が英國に先んじたのは、右の如き理由に依るものと見なければならぬ。

兎も角獨逸に於ては、事實として、労働保險に關する國家的施設が最も早く着手せられた。そして獨逸帝國政府は、當初は労働保險を、強制保險と爲すことに對しては、寧ろ反對の見地を持して居たが、一八八一年に労働災害保險案の造らるゝに至つてからは、其の見地を捨て、強制保險制を採らんとするに至つた。斯くて一八八一年正月に最初の労働災害保險案は、帝國議會に提出せられたのだつたが、不幸にして通過するを得なかつた。そこで皇帝は同年十一月十七日に帝國議會に詔書を送り、先づ労働災害保險と疾病保險とを制定し、次で又老衰保險及び癱疾保險も制定せられざる可からざる旨を宣明する所があつた。

斯くの如くにして獨逸に於ても、労働保險を制定するに就いては、當初

色々の困難があつたが、それでも終に一八八三年六月十五日の法律を以て、工業労働者に對する疾病保險は制定せらるゝに至り、翌一八八四年七月六日の法律では工業労働者に對する災害保險が制定せられ、茲に強制労働保險制は國家的施設として、議論より進んで初めて實施の域に入ることになつたのである。そして又一八八五年及び一八八六年の法律に依つて、其の保險の效力の及ぶ範圍が擴張せられ、交通業、農業及び森林業に従事する労働者も、之に加入す可きものとせられ、後又一八八七年更に海員にも適用さるゝに至つた。次に一八八九年六月二十二日の法律を以ては、癱疾及び老衰保險の制定を見るに至つた。其後法律は幾度か改正せられたが、固より其の根本に於ては革められることなく、國家的労働保險制の組立は斯くの如くして整へられたのである。

労働保險に對して獨逸帝國の示した此の積極的態度は、他の歐洲諸國に對して、深き印象を與へないでは止まなかつた。けれども斯かる強制的國家保險制以外に、之よりも更に優れたる救濟方法はないものかとの問題が

色々と攻究せられ、労働災害に關して一八八九年に初めて巴里に開催せられたる國際協議會に於ては、寧ろ獨逸の執れる態度には反對の氣風が強かつた。然し其後漸やくにして歐洲諸國に於ける意向は變化し、段々獨逸式を是認するに至り、終に一九〇八年に羅馬に開かれたる協議會以後に於ては、獨逸式の國家的強制保險制が廣く是認せられるやうになつた。そして諸國に於ける實狀は、やはり労働災害保險が最もよく發達し、労働疾病保險之に亞ぎ、癱疾及び老衰保險が最も後れたる状態にある。是れ前にも之を明かにしたやうに、労働者の負傷は、労働と密接な關係あること最も明瞭なるが爲めに、個人のことは個人の責任なりとする考を打破つて、強制的保險制を造ること比較的容易なるに反して、疾病と労働との關係はそれは程明瞭に見定め難く、それに又疾病に對しては他にも多少の救濟方法の備はるが爲めに、此の方面の労働保險は兎角後るゝを避け難いのである。そして癱疾及び老衰保險の如きは、其の實行上に色々の困難あり、特に失業保險の如きに至つては、保險として頗る實行し易からざるものなるが爲め

に、其の發達も最も後るゝ次第である。

斯くて獨逸以外に在つて、先づ第一に強制労働保險を實施するに至つたのは、**埃太利**である。即ち一八八七年十二月二十八日の法律により、強制災害保險を、一八八八年三月三十日の法律に依り強制疾病保險を制定することゝなつた。**洪牙利**も亦一八九一年四月九日の法律に依り、先づ強制疾病保險を布くことゝした。**瑞西**に在つても夙に強制労働保險の制定は希望せられて居たけれど、其の實施に就いては又反對の氣勢も高く、容易に其の實現を見るに至らなかつたのである。次に**諾威**に於ては一八八五年以來、屢次議會で疾病保險に關する議が討論せられたが、容易に實現する能はず、たゞ工業労働者に對する強制災害保險のみ、一八九四年七月二十三日の法律にて制定することゝなつた。次に**フィンランド**にては一八九五年十二月五日の法律を以て強制災害保險制を設けた。又**伊太利**に於ても一八九八年三月十七日の法律に依り、工業労働者の災害保險が制定せられたが、強制的のものとはせられなかつた。次に**和蘭**は一九〇一年一月二日の法律を

以て、瑞典は同年七月五日の法律を以て、共に強制的災害保険を制定した。又ルクサンブルに於ても一九〇一年七月三十一日に強制疾病保険が、一九〇二年四月五日に強制災害保険が各々設けらるゝこととなり、順次これに倣ふ勢が醸成された。

## 佛蘭西

右等と異り佛蘭西に在つては、一八九四年六月二十九日に鑛業労働者に關する疾病保険が制定せられ、一八九八年四月九日には負傷賠償法が設けられたが、後者は労働上の負傷に對しては、雇主が之を賠償する責任ある旨を規定し、又其の責任は保證基金に依つて保證さる可きものなる旨を規定するのみであつて、彼等が如何にして眞實に其の責任を果す可きかに就いては、其の自由の處置に委かすこととし、眞の強制保険制は設定せられなかつた。されば佛國の制は、強制保険制と、單純に雇主の責任を明かにするに止るものとの、中間に在ると謂ふことが出来る。此の制に則れるものとしては、一九〇〇年一月三十日の西班牙法、一九〇三年十二月二十九日の白耳義法、一九〇一年二月二十一日の希臘法を擧げることが出来る。

## 丁 抹

丁抹に在つては又一八九一年四月九日の法律は、救貧法の外に老衰者保護の施設を爲したが、其は老衰保険とは謂ふことが出来なかつた。又一八九二年には公認されたる疾病金庫組合に、國家の補助金が與へらるゝこととなり、労働上の負傷に關しては、一八九八年一月七日の法律に依り、雇主の責任を重くするだけのことで満足した。

## 英吉利

英吉利に在つては労働者の負傷に關しては、一八九八年以來たゞ雇主に其の賠償責任ある旨を明かにせるのみに止め、其の義務を果す方法は、之を雇主に一任して來た。又疾病に關しては疾病保険組合の活動に一任して來たが、終に一九一二年七月十五日の法律を以て、強制疾病保険制を設けることとなつた。又同國に在つては、保険中最も困難なりとせらるゝ失業保険も一九一一年に制定せられ、老衰に對しては一九〇八年以來養老年金制を設けることとなり、労働保険に於ては却つて先進諸國を凌駕する勢を示すに至つた。

新西蘭及び濠太利に於ても夫々施設の行はるゝを見た。



最後に北米合衆國に於ては、從來労働保険制の見るに足るものなく、其の點に於て、は歐洲諸國に比し頗る遜色ある有様である。

又我國に在つても從來労働保険の制定を見る迄に至り得なかつたが、近時漸やく國家的労働保険制の必要が感ぜられ、曩に健康保険法の制定を見たが、其規模はまだ甚だ小さくて、其効果も從つて薄弱である。

扱て上に示す所は、諸國に於ける労働保険制定の沿革の概要であつて、然かもそは保険の種類如何を問はず、一般的に労働保険に就いて見たものである。然るに今労働保険を其の各種別に從つて、諸國に於ける其の制定の沿革を窺ふことは、労働保険の發達を知るが上には、有用のこと、謂はなければならぬ。

労働保険の中に在つても最も早く其の制定を見、又最も諸國に行き涉り、其の發達の著明なるものは災害保険 (Accident insurance) である。労働者が労働中に負傷せる場合に、其の負傷の事實と労働との間に、密接の關係あることに就いては、前にも一言したやうに疑の容る可きものなく、又其の負

傷の治療の爲めに要する費用は、つまり生産の行はるゝが爲めの費用なれば、之を雇主たる企業家に於て負擔するを正當とする點に就いても、諸國に於て多く議論の戦はさるゝ餘地がなかつた。されば近世工業の進歩と共に、諸國に於ては、労働上の負傷に對する費用は、雇主が義務として之を負擔す可しと云ふ原則は、夙に確立された。そしてそれが雇主の負擔たることの明確にせられた以上は、其の負擔の方法に就き、之を保險の制度に依らしむるや否やは、雇主に取つてこそ大いに關係ある問題なれ、労働者にとつては格別問題となり得ない所で、其が保險とせらるゝに於ても、之に加入する義務は、労働者には落ちかゝらざるものである。茲に於てか、國に依つては傷害補償法なるものを設けたるだけで、災害保險は之を設けないで行かうとしたのである。然し強制的保險制を樹立せる獨逸の例が、最も有力なる模範として諸國の間に光つて居たことは、前に之を明かにした通りである。けれども此の方面の社會施設につき、獨り獨逸のみが努力し施設する所あり、他の諸國に於ては多く問題が講究されなかつたし、施設

も計畫も行はれなかつたと思つたら、それは大なる誤解たるを免れない。諸國に於ても實に夫々相當に大きな努力が拂はれたのである。

即ち例へば佛蘭西に在つては、此の問題は夙に一八八〇年以來種々討議せられ、一八八八年には災害保險法案が議會の一院を通過したのである。それがほんとの法律となるには後尙ほ十個年を要したのである。同様に又伊太利に於ても法律は佛蘭西に於けると同年に出来たが、問題は二十年來討議せられて居たので、最初の法案は一八七九年に代議院に提出せられた。瑞典に於ても法律は一九〇一年迄出来なかつたけれども、法案は夙に一八八四年に提出を見たやうな有様である。又諾威では強制的災害保險が一八九四年に制定せられたが、労働者の負傷に對して一定の救済を爲す可き義務は、夙に一八八一年から雇主に課せられて居た。次に白耳義では政治上に反動的氣風の強かつた爲め、此の運動に参加したのは漸く一九〇五年に至つてからだが、法案は早く既に一八九〇年に提出せられた。

要するに労働上の災害に對して、保險又は他の方法を以てする救済の施

設を爲すと云ふ考と必要とは、歐洲の産業國に在つては、近世産業の勃興につれ、殆ど時を同うして、起つて來ただけけれども、諸國それぞれ個々の事情を有するが爲めに、其の發達に至つては諸國に於て頗る趣を異にせざるを得なかつた。そして何れの國に於ても、最初試験的に行はれた施設は、後から後から改良せらるゝ必要を見たのであつて、最初は殆ど經驗の頼む可きものゝなかつた爲めに、大抵皆試験的に行はるゝの止むを得ざるものあり、従つて又其の制度の適用の範圍をも、最初はよほど限定して掛り、先づ其の必要の最も顯著なる工業労働者に對して之を行ひ、後に段々と其の範圍を擴げて、農業労働者や商業労働者に及ぶと云ふ風にせられたのである。即ち此等の發達の跡は、大いなる努力の跡たるに外ならないのであつて、然かも其の努力は災害救済の負擔を、労働者より雇主に轉嫁することの爲めに行はれ、又之を有效にする方法と組織とを造り上げるに就いての努力だつたのである。

次に疾病保險に關しては、災害保險に關するほどの奮闘的努力は必要と

せられなかつた。そしてそれは決して疾病の事實が負傷の事實ほど切實に救済を要求しないが爲めでなく、却つて寧ろ其の必要の一般的なるが爲めに、早くよりして労働者の間に止むを得ざる施設として、其の救済の爲めにする種々の方法が講ぜられて居て、國家が之に對して干涉することの必要が、災害に關してほど切實でなかつた爲めであつた。従つて獨逸が卒先して國家的なる一般的強制疾病保險制を樹立してからも、之に倣ふ國々は數者に過ぎざる有様で、他の國々は依然として負傷に關する問題に没頭して居た。けれども労働者疾病救助の問題が、全く閑却されて居た譯ではなく、たゞ之を強制保險と爲すに於ては、其の強制は災害保險に於けると異り、専ら雇主に對してせらるゝことなく、労働者に對する強制となるが爲めに、其の點が如何であらうと云ふ心配が強く存し、強制によらないで、任意的な方法で以て、より以上に有效なる救済を爲す道はないだらうかと、色々講究せられたる譯なのである。斯くて諸國は當初労働者の間に於ける疾病救済組合に對して、全く之を等閑に附して居たものも、追々に之を

獎勵し又監督するに至り、終には之に國庫より補助金を與ふると云ふ態度に進み來つた次第で、佛蘭西、丁抹、瑞典、白耳義、瑞西の如き皆然りとする。けれども二十年の經驗は、やはり終に強制保險制を以てするに非ざれば、到底よく充分に労働者に對する疾病救助は出來難いものであることが解つて來た。斯くて諾威は一九〇九年に強制疾病保險制を造り、塞耳比は一九一〇年に、英吉利は終に一九一一年を以つて國家的保險制を制定することとなり、後れ走せ乍ら最も重要なる強制保險の範例を造つたのである。伊太利にても同様の保險法を制定することに就き永く講究せられて來たが、一九一一年に賃傭婦人労働者に對し、妊娠の場合に於ける強制的なる統一されたる國家的保險制を造り、歐洲の天地に異彩を放つこととなつた。其後他國にも同様の勢が進展した。

今強制疾病保險の制定せられた國々を挙げれば、先づ工業賃傭労働者及び或種の獨立労働者に適用せらるゝものとしては、Austria 1888, Hungary

1891, Luxembourg 1901, Serbia 1910, Russia 1911, Roumania 1912, Greece 1922. の諸國で

ある。次に職業の區別なくあらゆる賃傭労働者に適用する制度を立てた國々は、Great Britain 1911, Czechoslovakia 1919, Poland 1920, Soviet Russia 1922, The Serb-Croat-Slovene Kingdom 1922, Bulgaria 1924, Chile 1921 の諸國である。又營利業に従事し乍ら十分なる所得を有せざる人々に適用せらるゝ制度としては、Portugal 1919 が之を設けた。

尙ほ母となる者に對して保險的なる保護を與へることは、其の人のみならず其の子の健康を維持する上に於て、社會的に重要なことである。そして分娩の爲めに労働者たる女子が、其の期間賃金収入を失ふと云ふ事實は、疾病の爲め労働者が賃金収入を失ふに似て居るから、疾病保險を以て之が救済の任に當らしめんとするものも廣く存して居る所だが、國によりては又獨立なる強制保險 (Compulsory maternity insurance) を制定した所もある。其の實例としては Italy 1910 及び Spain 1923 を見る。

次に養老保險だが、之に就ては前にも一言した様に、夙に獨逸に於て初めて國家的労働保險制の提案された時、之を制定するの必要が説かれたの

(三)養老  
保險

だが、事實は其後五年にして漸く實現することゝなつた。そして其の保險としての技術上の困難と、雇主側に於ける反對とは、此の制度の實施の爲めに大いなる障害を爲して居る。そして又、此の保險に關しては疾病保險に關するよりも、更に一層強制の不可なる所以が致へられ、老衰と云ふことは負傷や病氣と違つて、全く自然的で且つ必然的なことであるし、それに各人は働き盛りの頃から老衰するに至る頃までには、かなり長い年月を有するのだから、其の間に勤儉貯蓄の功に依つて備を爲す可き筈のものであると云ふ考が、随分有力に主張を押し通して來たのである。

けれども實際の必要と、他の道筋による施設の失敗とは、漸次にやはり老衰保險制の實施に向つて事情を進めて來た。佛蘭西と白耳義とに在つては一八五〇年代からして、任意養老保險としての國家的制度を試みて來たが、國家の援助が保險管理の費用位の所に止つて居たものだから、全然失敗に終り、次に一八九五年には佛蘭西は保險金の國家補助を爲す迄に踏込んでやることにした。又伊太利は一八九八年にやはり任意養老保險制を造

り、國家の補助金交付を爲すことゝした。次に白耳義では補助金なしで四十年やつて來た後終に一八九一年に補助金制に移つた。後又一九〇〇年に補助金制の擴張を爲した。西班牙も亦一九〇八年に至つて此等の例に追従した。然し此等の施設は産業界の急速なる進歩の爲めに、到底其の效果の不十分なるを實證せられ、近時の労働が段々緊張したものとなる爲めに、労働者の早老の事實が著明に表はれ、且又労働と産業との關係が永久的のものとなるの風段々に著しくなつて來て、労働者の老衰に對する更に有效なる施設を要することゝなつた爲めに、やはり此の方面に於ても亦強制的なる國家的保險制の有効なる所以が漸次明かとなるに至つた。

それと同時に又他の理由よりする運動が大いに起つて來ることゝなつた。其の運動は一面に在つては、近時の工業に於ける老衰淘汰の問題が、老朽者に對する私の退職基金を造る必要を生みたること、又雇主より強制的に補助金を出さしむる労働者養老保險制を造る必要を生みたること之である。然るに之と相並んで大に表はれ來りたる傾向は、貧救の方法を改善する希

望も漸次切實なるに至りたること之である。即ち從來の救貧の方法を改めて、有爲なる者に對しては救貧によるよりも養老年金に依つて之を救済するの優れることが考へられて來たのであつて、丁抹は一八九一年に之を實施するに至つた。茲に於てか英吉利は遂に此等の傾向に鑑みて丁抹の例に倣ひ、養老保險制よりも寧ろ養老年金制を實施することの優れるを思ひ、一九〇八年を以て彼の大袈裟なる養老年金制を設くることゝなつた。此の養老年金制は濠太利に於ては、母國に先つて制定されて居たのである。其の制度に就いては後にも一言するであらう。而して又佛蘭西に在つては一九〇五年に有爲なる貧民に對しては、養老年金の制が設けられ、然かも同時に又其後五年にして、強制的養老保險制を造り、兩制度の併存兩立を見る一特例を造るに至つた。

癱疾に對する強制保險は一八八九年の法律により獨逸が之を設けて以來、久しく其の例に倣ふものがなかつたが、一九〇九年に、商工業に従事する非筋肉労働者に適用するものとして、奧太利が之を踏襲するに至り、ルク

サンブル(一九一三)及びルーマニア(一九一三)も之を制定した。瑞典は一九一三年六月三十日の法律により廢疾及び老年に對する強制保險を造つた。其他全部若くは一部の勞働者に對し、適用す可き強制的廢疾及老年保險を制定した國々としては、Russia 1922, Serb-Croat-Slovene Kingdom 1922, Greece 1922, Bulgaria 1924, Czechoslovakia 1924, Belgium 1924, Chile 1924, 等がある。

上に掲ぐる災害疾病及び老衰保險には、其々制度としての困難もあるが、然し其等は之を今一つ取殘されたる失業保險に比すれば、其の有効なる實施はまだ容易なりと謂はねばならぬ。即ち失業保險に關しては其の必要は頗る切實なるものがあるが爲めに、早くより随分熱心なる講究が行はれたのだけけれども、其の實行上の困難の餘りに大なるが爲めに、一時は殆ど實施不可能のものとまで考へられた。此の保險は範圍のあまり廣大なるに加へて、失業を伴る者に對する見分のつき難く、従つて保險を濫用せらるゝを防止難き事情あり、それに又元來失業なる事實は、雇主と勞働者との間に於ける時代的なる闘争の全事實に關聯せるものであるから、之に國家が容

(四)失業  
保險

喙することになれば、容易ならざる問題を惹起する恐なきを得ないと云ふのが、實に其の困難の主なるものであつた。斯くて又實際に試みられたる種々の施設も、多くは失敗に終つたのである。然るに一九〇〇年に至り白耳義の Ghent 市は勞働組合を助け、其の失業資金に對して補助を爲す方法を以て、此の問題に一步有力に踏込むこと、なつた。そして其の經過甚だ有效とせられたが爲めに、一九〇五年には伊太利の Milan 市が之に倣ひ、獨逸國內の諸都市も亦一九〇七年以來、特に一九〇九年以來多く之に倣ふものあるに至つた。然るに佛蘭西、諾威、丁抹の諸國に在つては、國家自身が勞働組合に對して右の如き補助を爲すことにしたが、終に一九一一年に至つては、英吉利は斷乎として強制的國家失業保險制を實施し、二百五十萬の勞働者を包容して、見事に不可解の問題を解決してしまつた。英國の例に倣つたものとしては、Italy 1924, Austria 1920, Russia 1920, Queensland 1922 及び Poland 1924 を擧げることが出来る。愛蘭自由國は英本國より分離してからも在來の強制失業保險制を維持した。

以上掲ぐる所を以て、現在實施され居る勞働保險は數へ盡されたのであるが、將來は必ずや右以外に進んで寡婦及び孤兒保險の制定を必要とするであらう。惟ふに從來此の方面に對する勞働保險に手の着けられなかつたのには、色々の理由あることであらうが、將來はどうしても其の制定に依つて、勞働保險全體の完成を見なければ止まないであらう。寡婦孤兒の爲めに備を爲す意味は、普通の生命保險に於ては最も有りふれた考なるに拘らず、勞働保險にばかり其の制定のないと云ふことは、不徹底たるを免れない。現今行はれて居る普通の生命保險は其の掛金が仲々に高くて、勞働者の如きは到底かゝる商業的原則より割り出されたる保險組織に加入して、其の費用を負担し得るものでないのだから、やはり勞働者に對する生命保險の制定が、勞働保險の一部門として行はれなければならないのは略易き道理である。されば實際に於ても今や漸くに此の方面に對する實行の氣運が動いて來たやうであつて、一九一一年獨逸が勞働保險制の全般的修正を行つた際に、やはり率先して此の部門に對する道を、開通することに

なつたのである。其の開かれたる道に沿うてする進行は、今後引續いて諸國に於て行はれるであらう。

元來社會保險の制度は勞働の不能や勞働力減退の爲めに、勞働者及び之に類する人々が其の所得を失ひ、又は著しく之を減少して、其の生活に苦しむことから生ずる社會的弊害を救濟することを、目的とし任務とするものであるから、負傷したり病氣に罹つたりする勞働者其人に對して、保險金を與へるといふだけでは、未だ十分によく其の任務を果すものと爲すことが出來ない。其の家族たる人々の生活をも保障するに足る可き制度となるに於て、甫めてよく其の制度としての全目的を達するを得るものと見なければならぬ。そこで近時に於ては、此の家族の救濟と云ふことが大いなる問題となつて來たのだが、事情はまだ之を保險制度として廣く實施するまでは進んで居ない。たゞ上に示すやうに、重き負傷をした爲めに死亡したる者の遺族に對する手當の如きは、かなり早くから實施せられたが、職業に伴ふ負傷や疾病以外の爲めに死亡せる者の遺族に對する扶助を行ふ制

度は、頗る徐々として發展するに過ぎない。たゞ遺族が身體虛弱であつたり、又は年齢の關係から自活し得ない場合に、之に對して頗る少額の支給をするのが大抵の例である、けれども最近に至つては、此の家族扶助の必要と、之に應ず可き制度の樹立といふことが、漸次實行上の問題と化しつゝあるを忘れてはならぬ。

最後に注意す可きことは社會保險の制度は、老衰の爲めに働かうにも働けなくなつて、爲めに生活に苦しむやうな人々に對して、之を救済す可き道としては、決して十分な道でないといふことである。此等の人々に對しては、保險のやうに一定の掛金をかけるのではなくて、たゞ社會一般が其の公共的負擔として、之等の人々の生活を支へてやる制度が必要とせられる次第で、然かも其の給與は慈善的な性質のものでなく、又救貧的な性質のものでないことを必要とし、やはり其の受給者は之を權利として請求し得る性質のものたらしむるを要する。

かかる制度の初めて設けられたるは一八九一年の丁抹法であるが、其後

一八九八年には New Zealand に於て、一九〇〇年及び一九〇一年には濠太利の二洲に於て、同様なる主旨に基く養老保險給與法が制定せられ、一九〇八年には Commonwealth of Australia が老衰者のみならず、癡疾者に對してもかかる社會的救助を爲す可き立法を行つた。同様の主旨は France 1905, Great Britain 1908, Uruguay 1919 及び Norway 1920 に依つても採用せられた。たゞ白耳義は一九二〇年の社會的救助法に代ゆるに、老衰及癡疾に對する強制保險法(一九二四年)を以つてした。加奈陀の數州に於ては幼兒を有する寡婦に對して、社會的救を爲す可き立法を有して居るのである。

以上説く所に依つて之を見れば、過去の半世紀間に於ける頗る著明なる事實は、勞働保險制の確立と其の觀念の確定と云ふことであつて、任意保險は強制保險となり、其の被保險者の範圍は順次に擴大せられて、終に家族救助に及び、然かも又保險の制度そのものも或方面に於ては、單純なる社會的救助たる性質のものに變化するに至つたことは、實に見通すことの出来ない大いなる事實である。そして之に依つて勞働者及び其の家族の生



活が、社會一般の保障の下に、漸次確實のものとなりつゝあることは、否定す可からざる所に屬する。そして之に依つて労働者及び之に類する人々に對する社會的保護が、彼の労働保護立法と相並んで、愈々確實のものとなる可き道をたどつて進みつゝあることも、見通し難き所である。

Borgh, a. a. O. S. 328—331.

Rubinow, op. cit, pp. 13—16; 18—27.

General Problems of Social Insurance, p. IX—XVIII.

#### 第四章 社會保險の財務組織

同一價值  
原則

私的保險  
との區別

社會保險の財務組織を考究するに當つては、先ず社會保險に似て然かも之と性質を異にするものとの區別を見てかゝる必要がある。社會保險は個々の私的保險と極めて類似せるものであるから、最初に兩者の間の差別を窺つて見る。社會保險は其の發達の當初に於ては、私的保險より出で之を基礎としたものであるから、其の性質に於ても餘り著しく私的保險と異なる所はない。然るに社會保險が十分なる發達を遂げて、眞實に社會保險たる性質を備へたものとなつてしまへば、其の目的とし任務とする所が、私的保險と大いに異なる所から、其の性質は兩者著しく面目を異にするものとならざるを得ない。その相違點は種々の視角から之を見出すことが出来るが、其の契約の價值内容から見ても、兩者間には明瞭な區別がある。

私的保險に在つては、保險者と被保險者との關係は契約によつて成立ち、然かも其の契約上に於ける義務は、雙方ともに同一價值に關しての義務で

ある。即ち保険者は一定價値のものを保険したるが故に、其の豫想する危険が発生し、其の價値が喪失さるゝに於ては、其だけのものを保険金として支拂ふ義務を負ふ。之に對して被保険者の方に在つては、右一定の金額のものを保険されたるが故に、其の價値に對する保険料として一定金額の支拂を爲すものである。而して其の同一價値に關する保険者と被保険者との關係は、各契約毎に一々個別的に出來上るものである。

然るに社會保險に在つては斯かる同一價値の關係なく、又其の保險關係は契約的に個々別々に成立つものでない。即ち價値關係から云へば、保險者が豫想せられたる事件の發生せる場合に支給する保険金と、被保険者が拂込む保険料とは、必ずしも同一價値を基礎として定められない。多くの場合に於て保険金として支拂はるゝ所に比すれば、被保険者の支拂ふ所のものは、遙かに少い價値に相當するにすぎない。詳言すれば被保険者の拂込む所のものに、雇主の拂込金や國家の補助金を加算したものを標準として、保険金は支給せられる。或は又被保険者の拂込めるものに相當する

保険金に、更に國家の補助金を加へたものが、實際の保険金として支給せられるを普通とする。

尤も現今の實狀に於ては、社會保險にも、此の點から見て私的保險の據つて立つ所の同一の價値原則が、多分に、若くは僅かばかりは、混用せられたるを見るのだが、それは前に一言したやうに、社會保險の發達が、私的保險として存在せるものを基礎として、其の上に築かれたる、沿革的な理由による場合が多いのである。即ち共同組合による保險組織を基礎として、之を國家的なる社會保險になほしたやうな所では、やはり幾分か同一價値原則の殘留するを避け難く、急に之を根本的に革むることは、組織全體の圓滿なる運用を妨げ、場合によつては其の瓦解を結果する恐もあるからである。

又社會保險に於ては、保險關係は決して個々別々に成立つものでない。

多數の人々を包括的に保險する所に、社會保險の特色がある。即ち所謂保險上の危険は之を一括して取扱ひ、個々人に就いては其の年齢や性や職業

やは之を顧慮することがあるけれども、其の健康等に就ては、之を検査することもなく、元來之を問題にしないのである。そして其の被保険人の數は多くて社會の各階にまで及び、之等を總べて一括して保険することに依りて、社會保険の效能は益々發揮せらるゝ次第である。

次に社會保険は社會的救恤に類似して居るが、兩者は全く相違せる性質のものなるを知らねばならぬ。社會保険は讀んで字の如く保険なるが故に、其は彼の救貧の如き社會的救恤とは性質を異にする。救恤は全く無償的に社會的給與が行はれるものなるに反して、保険に在つては、被保険者が何等かの給付義務を負ひ掛金を爲すを例とする。尤も社會保険中には此の掛金義務のない者もないではなく、現今の趨勢から云へば、社會保険は發達するに従つて段々無償制にならんとする風がある。此の無償的な保険に至つては、救恤と其の外形上に於ては殆ど區別のつき難いことになるのだが、然し其はたゞ外形上の類似に過ぎない。救恤と保険とは同じく無償的に社會的給付を受けるにしても、之を受ける人々に於ける權利的な地位を異に

する。救貧の如きに在つては之を受ける者は、たゞ社會的な恩惠として之を受けるのであつて、當然の給付として其の給付を要求し得可き性質のものでない。然るに社會保険に在つては、其の保険の定めたる條件を具備せる者は、保険制度そのもの、性質により、當然に所定の給付を受けることが出来るのである。此の意味に關聯して更に考へらるゝ兩者の區別は、救貧に在つては、人々は貧窮自ら支ふるを得ざるに至るに非ざれば、換言すれば斯かる悲惨な境遇に陥るに非ざれば、救恤を受くることはないのだから、何人も定つて其の救恤を受く可き者とはなつて居ない。之に反して社會保険に於ては、其の保険の適用を受くる者は、所定の條件さへ充さるれば必ず給付を受ける次第で、特に養老年金の如きは、一定年齢に達し一定額以下の所得を有する限りは、被保険者たる者は皆給付を受けるのである。されば救貧に於ては、何時如何なる人に對して救恤がなされると、豫め定められて居る譯ではないが、社會保険の方では、其の保險的給付を受く可き條件が豫め定められて居て、其の條件の充さるゝによりて給付は行

はれるものである。

斯く社會保險に似て而も異なるものとの間の區別を見定めたるが故に、次には社會保險の財務組織に關する諸種の原則的な事情を考へて見る。

先づ原則的に必要とせられる所のものは、社會保險はそが一の社會的施設として存立せしめられたるからには、必ずや獨立の基金を有し、其の基金は財務的に獨立せる存在を有するといふことである。保險が掛金のみを財源とし之を基金として組織經營する、場合には、此の基金の獨立存在を認めることは比較的容易であつて、一般財政と混同せらるゝが如きことは、財政状態の甚だしく紊亂せるものに非ざる限り、先づあり得ない所である。然るに保險が掛金収入のみによらないで、一般國費から支辨さるゝ所のものに依つて行はるゝ場合には、之を一特別會計として其の獨立存在を有せしむることは、特に其點に注意が拂はれない場合には、動もすれば實現し得ないことになる。併し此點は社會保險の財務組織を確立し、保險としての有効性と永續性と獨立性とを保證して、眞に社會的施設たる名と

財務組織  
の諸原則

基金の獨立

實質とを有せしむる爲めには、是非とも尊重せられなければならない點である。

此の基金的獨立を保つといふことは、同時に、其の保險の財務的管理に關して、一般的官廳事務としてなく、稍自治的に之を行はしめ、普通の官吏以外に、保險の財務的管理に参加す可き外部の人々を入れることの必要を感じしめる。即ち之を入れることに依つてよく其の財務的獨立は保ち得られ、一般財政状態の窮乏せる場合にも、保險基金はよく之に獨立して動搖なしに、其の社會的任務を續けて行くことが出来るのである。

次に原則的に要求せらるゝ所のものは、社會保險は強制保險たるによりて、よく十分に其の財務的管理の圓滿なるを期し得ることである。社會保險はそが廣く社會に普及するに依つて、益々其の効果を發揮するものであるのに、それが大規模のものになればなる程、其の管理上の事務的基礎となるべき諸事情は、十分正確に捕捉せらるゝを要する。特に統計材料の如きは十分正確でなければならぬ。然るに斯く保險を廣きに及ぼして普及

強制保險  
たること

せしむることにして、又事務材料の正確なるものを得ることにして、それは保険が強制保険たるに依つてよく實現し得る所のものである。

されば現今社會保険は、當初任意保険制を採用した國々に於ても、漸次強制保険に變つて行かうとする傾向があるのであつて、其の傾向はたゞ獨り理論上の要求から然るものではない。全く實行上の經驗から實際の要求として、之を強制保険化することが、益々社會保険の發達を促す所以なるが故に外ならぬ。

強制保険制の右の效能に關聯して次に表はれて來ることは、其の保険金支拂の確實といふことである。そして此の確實性は實に又社會保険に於ては、原則的に要求せらるゝ所のものたるは言を俟たない。保険金が確實に支拂はれることゝ、之に對する一般の信頼の動かないと云ふことゝは、社會保険にとつては、其の任務を果す上に、なくてはならぬことであつて、之あるに依り甫めてよく保険は社會生活上の安定を圖り得ることになる。然るに此の保険金支給の確實といふことは、保険が強制保険となることに

保險金給  
付の確實

よりて最もよく表はれ得るもので、それが國家保険たるからには、國家の直營なるにせよ、又保險組合をして之を行はしめ國家が之を管理するものなるにせよ、兎に角國家自ら其の保険金の支給を爲し又は保證するものであるから、先づこれ程確實なものはないとせなければならぬ。そして人々が其の確實を信頼する所も、最も大なりと見なければならぬ。

獨り社會保険に限らず一般的に社會政策が、十分よく其の効果を發揮し得んためには、之に關係ある總べての人々、特に勞働大衆が、其の制度に對して十分なる信頼と同情とを有することを必要とする。されば社會保険に於ても、此の信頼と同情とを得ることに關しては、管理上常に十分なる注意を要する次第であつて、かゝる心理的要素を取入れるといふことが、従つて又原則的に要求せらるゝ所のものたらざるを得ない。

最後に普通の營利的保険に在つては、保險上の危険は、それが保險されな  
いで居る場合に比し、保險せられた場合に、より多くの費用を要すること  
になつてはならぬと云ふ財務的原則が要求せられるものである。そして其

保險上の  
危険の費用

の保険せられたる場合の費用と云ふ中には、保険業經營に要する費用をも包含せしめる。此の原則は、營利的保險に在つては、洵に重要な原則であつて、之が守られるによりてのみよく營利業として保險は成立し得るものと謂はねばならない。然るに社會保險に在つては、此の原則は其儘には適用がない。社會保險に於ては寧ろ反對に、保險上の危險はそが保險せられないで居る場合に比し、保險せられたる場合により多くの費用を要するものであり、又要す可きものであると云ふ原則を立てる必要がある。即ち危險が保險せられないで、個人々々に依て其の費用が負擔さるゝ場合、例へば病氣や負傷やが當人により銘々に治療せられる場合よりも、社會保險の行はれたる場合には、より以上の費用がかけられ、其の醫療費も支給せられる保險金も、より以上の費用となるに於て、社會保險は愈々其の効果を表はし得る次第である。そしてそのより多くの費用をかけるといふことは、決して社會的の無駄ではなく、之によりて一般的に社會衛生は進められ、治療は有效となり、又被保險者の經濟生活も安定を得ることになる譯なれ

費用方面  
と収入方面

(一)疾病  
の費用

ば、社會は費用に失つて社會生活の實質に於て得ることになる。それが實に社會生活の向上を齎す所以なることは、論を俟たない。

仍て尙ほ少しく立入つて觀察するに、凡て社會保險の財務組織を立つるに當つては、必ずや一方に、當該保險の經營管理の爲めに、幾千の費用を要するかを見定むると同時に、他方其の經費を支辨す可き道を講ずるを要するは言ふ迄もない。従つて此の財務的經理を確實に行ふ爲めには、各費用項目に於ける統計材料を得ることが大事だが、併せて又其の費用の割當を爲す可き目安を定むるに就いて、種々の考慮を要する。

社會保險を行ふに要する費用の方面に就いて、各種の保險一つ一つに就いて觀察すれば、疾病保險に在つては、保險に要する費用を豫定するには、先づ一定數の社會人員、例へば一千人に就き其の人々が一年間に疾病に罹る度數を見定むることに依つて、一年間に一人の人が疾病に罹る平均日數を算出するを得る。そして次には、一人が一年間に平均何日間病氣の爲めに、勞働に従事するを得ないかを見定むることが出来るのである。此の基

礎材料が得られたならば、それによつて平均的に一人の爲めには一年間には何程の醫療施薬費其他病中費用を要するかを、概算し得ることになる。そして若し其の費用が、被保険者の所得の額の大小に従つて相違するものだとするならば、やはり又それに就いて大體の費用階段を定めることも出来る筈である。

斯くの如くにして一方に保険の爲めに要する費用の根本となるものが見定められるに於ては、他方其の費用を支辨する爲めに、被保険者から拂込ます可き料金を定めねばならぬが、之に關しては普通には被保険者の得る賃金に應じて、其の一定歩合のものが取立てられるのである。従つて元氣で病氣に罹ることの少い、然かも其の賃金所得は比較的多い壯年の者は、稍老年の者の助をすることになり、一般的に又賃金所得の多い者は其の少き者の助をすることになる。然し賃金に對する掛金歩合を定めるに就いては、法律が其の歩合を一定する例は少いが、(Portugal and Roumania) 其の最高限度を定むるものあり、(Czecho-slovakia, Hungary, Luxemburg and Serb-Croat-

Slovene Kingdom) 又標準となる可き所のものを指示して、實際保険組合の如きが之を定むる場合に成る可く之に據らしむる者もある。(Austria and Poland) 最高限度と標準率との兩者を定めるものもある。(Germany)

被保険者の罹病中其の家族に對して手當を支給する制度を採つて居る所では、其の爲めに要する費用は掛金中に加へないが例である。例へば獨逸では其の半額は國家が負擔し、他半は保険基金全體が之を負擔するのである。佛蘭西では全部國庫の負擔とした。

母性保険は其の財務組織から云へば、大抵疾病保険に包容されるのだが、然し其の保険の性質から考へて、之に特別の規定を加味する場合が少くない。即ち例へば獨逸では母となつたものは、縱令その保険上の義務を十分果さない場合に於ても、分娩の前後に於て扶助金(Wochenfürsorge)を受け、其の費用は全部國庫負擔である。伊太利の任意疾病保険に於ても、母性保険のみは強制保険であつて、其の費用は被保険者と國家とが半分宛負擔する定めにした。

次に災害保険に在つては、保険に要する費用は、雇主の負擔とすることは原則的に認められて居る所だが、然し其の負擔の實際方法に關しては、國々の行ふ所に種々の區別が認められる。即ち其の財務組織には色々の種別があつて、國々の選ぶ所に委かされたる實狀である。其の一は年々の實費を負擔せしむる組織であつて、災害給付が或金額として定まつたものが與へられる國々に於ける雇主相互組合の大多數が之を採用し、又加奈陀の或るプロピンスで之を見るが如き *Workmen's Compensation Boards* が之を用ひて居る。次は經常的に必要とせられる給付金の元本資金たるものを分擔する組織で、任意保険制の國、例へば佛蘭西の保全基金、白耳義の共同基金の如き、又強制保険制の所では (*Austria, Czechoslovakia, Serb-Croat-Slovene Kingdom*) 雇主相互組合の如きを見る。二方法を種々に組合せたるものとしては、獨逸、洪牙利などに於ける職業組合の採用せるものがある。尙又資本還元額を考慮し乍ら、其に相應する一定歩金を納入負擔する組織もあり、之は私の保險會社に依つて多く用ひられ、其外佛蘭西の國家基金、和蘭の

保險銀行などの如き國家的基金制や、瑞西の國家基金の如き獨立組織のものなどは、此の方法を採れるものである。傷害の結果永久的なる廢疾者たるに至りたる者に對する給付に就いては、其が年金的に給付せらるゝ場合には、其の費用の負擔は、其の年金支拂の爲めに要する年額を生み出すに足る可き資本として役立つものを負擔納入するといふ事が、原則であらねばならぬ。即ち年金として要する額を年々の利子と見て、其の利子を資本額に還元せるものが負擔せらる可きである。

次に養老保険に就いて見るに、社會に於ける一定人員を基礎として、其の中何人の者が年々養老金を受くるを得べき所定の老衰年齢に達するかといふことは、之を統計的に見定めるに餘り困難でない。そして若し其の養老年金が全然國庫から支給せられること英國の如き(一九〇八年の *Old-Age Pension Act*, 一九一九年十二月二十三日の同改正法)ものに在つては、其の保險費用に關して之を積立つべき組織を考へる必要はない。その爲めに要す



る基金や其の年々の費用やは、總べて國家に依つて定められる。

然るに被保險者から保險料の拂込を爲さしめる者に在つては、其の拂込金と年金との割合を考へることが必要であるから、其の拂込金を積立てる意味に於ける財務組織を定めねばならない。其積立を行ふ方法には、通常二つありとせられるのであつて、一は個別的積立、他は共同的積立である。個別的積立は、各被保險者に就き夫々別々に其拂込金額に應じて年金額が定まる組織である。即ち各自は多くの拂込金を爲し、又其の拂込の年數が長ければ、それに應じて多額の年金を受けることが出来る。之と異り共同積立法に於ては、被保險者を個別的に見ず之を共同一體と見て、其の拂込と年金との額の比例を定むるのであるから、被保險者は其の部類により均一の年金を受取るか、均一單位を基礎とし乍ら其拂込金を爲せる年數に應じて、異なる年金を受けるかになるの組織である。

佛蘭西の勞働者及小農民年金法、伊太利の一般制中に含まれたる任意保險、瑞典の一般制などは個別的積立制を採り、又佛蘭西の鑛夫保險、白耳

義の一般制及鑛夫保險に於ては、保險金の一部に就いては個別的積立法を用ひ、他の部分に關しては分擔法を用ひた。

西班牙の一般制(四十五歳以後の加入者に對しては個別的積立、伊太利の一般制、Czecho-slovakia 及び Serb-Croat-Slavenne Kingdom の一般制は、共同積立法を採用した。共同積立制と分擔制とを併用せるものとしては、獨逸の鑛夫保險、チェッコの非筋肉勞働者保險及び鑛夫保險の如き例を擧げることが出来る。獨逸の一般制に於ては、年々の年金費用を分擔する組織により、其一部分は國庫が一部分は保險團體が負擔するのである。

次に癱疾保險に關して觀察する。保險の制度から之を見るならば、癱疾といふ事實は時期の早く到來した老衰と云つて差支なく、之を其の反面から云へば、老衰は年齢に基く癱疾と見ることが出来る。此の理由あるが爲めに、癱疾に對する保險は、老衰に對する保險と、常に相關繫して行はれ、此の兩方面に伴ふ經濟上の困難は、同一性質の給與に依つて救済さるゝを得、之に要する基金は、同一原則に従つて管理さるゝを得る。然し英國に

(四)癱疾  
保險の費  
用

ては、瘵疾は延長されたる疾病と見て、其の方面の保険と結合されてある。此の見方も亦正當なる點を有する。

丁抹の瘵疾保険と佛蘭西の瘵疾海員基金とは、年々の年金費用を分擔主義によりて調達する制度として造られた。

獨逸、埃太利、チエッコ、スロヴァキア、伊太利、ルクセンブルグ、瑞典、ルーマニヤ、セルブ、クロアチア、スロウヰン王國及び葡萄牙の瘵疾保険は、老衰保険と密接な關係を保たしめてある。獨逸に於ても瘵疾保険を本幹とし、老衰保険を附隨せしめた。

併し乍ら此等の諸國に於て、老衰保険と瘵疾保険との財務組織上に於ける關係を、如何様にするかの點に至つては、元より種々であつて、概論することは容易でない。

次に遺族保険に於ては如何。

普通の生命保険に在つては、其の財務組織は専ら積立主義により、然かも其の保険料としての掛金の率は、加入者の年齢によつて異なるやうに出來

(五)遺族  
保険の費

て居る。そして普通の生命保険は被保險者死亡の際には、其の保険金を遺産として殘存者に殘すといふことが主眼になつて居り、其の死亡に依つて生ずる經濟上の損失を償ふといふことが眼目ではない。然るに社會保險の方では後者の點が眼目とせられ、此の意味に於ても普通の生命保険と大いに其の性質を異にして居る。従つて社會保險の方では、分配主義の用ひられる場合が多い。

被保險者死亡の際に於ける給付を爲す可き爲めの財務的準備は、諸國の制度により區々であるが、遺族保険を以て獨立の保険と爲せる國は殆どない。大抵は疾病保険と結び付けるか、瘵疾保険と結び付けるかであつて、獨逸では雙方に結び付けた。ルーマニヤに於ては老衰及び瘵疾保険の保険料として、被保險者が所定期間拂込を爲したるに拘らず、老衰保険金も、瘵疾保険金も受取ることなくして死亡したる場合には、其の掛込金に當るものを相続人に返付する制度が設けられた。ブルガリヤにも同様の制度が採用された。埃太利に於ても亦一定の場合に寡婦、鰥夫、孤兒に對して、

遺族年金が支給せられるのだが、其はやはり老衰及び癡疾保険制の下に於て認められるのである。

## 第五章 保険給付と保険料

前章に説く所は、社會保険の財務組織に關する一般論であるが、其に依つても明かなやうに、其の財務上最も重要なものは、一方被保険者に對する保険給付と、他方其の爲めに要する費用調達の道としての保険料に關する方面である。仍て尙ほ少しく詳かに此の兩方面に就いて考究を進める。

先づ保険給付の方面に就いて見るに、社會保険の目的とし任務とする所は、疾病、負傷、分娩、老衰、失業等の事實に因り、労働者及び之に類似の境遇に在る者が、經濟上の困難を嘗むるに至りたる際、之を救済して其の經濟を助け生活上の安定を得せしむるに在る。然るに斯かる事實に依りて生ずる經濟上の結果といふのは、一方に於ては負傷や疾病や分娩等の際、醫藥品其他を必要とし、其の支辨の爲めに費用の増加を來すといふことであり、他方に於ては其の所得は、労働者其他之に類似の者の所得が主として其の労働より生ずるものである限り、疾病、負傷等の事實により、又老

保険金の  
問題

衰や失業の爲めに其の所得の全部又は一部分を失ふことを意味する。即ち一方には費用を増すに拘らず、所得の方は減じたり、又失業や老衰などに依つては費用を増すことなくとも、所得の減少又は喪失の爲めに生活に困難を感じるに至ることに對して、之を經濟的に救助するのが、社會保險の目的とし任務とする所たらざるを得ないのである。

従つて其の救済に關しては、一方には醫療や藥品や義眼、義手、義足等の如きものが實物に於て給與せられると共に、他方に於ては其の費用を辨じ所得の補を爲すために、一定額の金錢の給與せられるを以て普通とするのだが、茲に直ちに發生する問題は、其の給付金額を如何に決するかに關する問題である。

給付即ち保險金の額を決定するに就いては、大體四つの道がある。一は給付額を以て、失はれたる所得の全部若くは一部と、全然同一額のものたらしむべしとする道であり、二は被れる損失の一部分に相當する額を支給する道である。三は災厄に遭へる人及び其の家族の人々をして、其の生活

✓  
保險金額の決定

を爲さしむるに要する最低額を給與す可しとするものである。四は災厄に因て生じたる經濟上の結果に適應合致するのではなく、被保險者自身により、又は彼の爲めに其の雇主や國家によりて爲されたる、保險料拂込の額と期間とに應じて給付す可しとする道である。

先ず第一の道に就いて見るに、之には又給與額を、失はれたる所のものに、全部的に一致せしめんとするものと、部分的に一致せしめんとするものがあるのだが、之は理論的には最も明確なる見地に立つ。即ち之は労働者其他勤務に依つて衣食の資を得る者が、病氣其他色々な事故の爲めに所得を失つた際には、全部之に匹敵するだけの額を支給し、依つて以て彼等をして其の生活上に於ては、少しの困難をも感ぜしめず、所謂生活標準は事故の發生如何に拘らず、之を維持せしめんとするものである。そして此の見地からすれば、所得の喪失の原因が、疾病分娩等の如く身體的のものであらうと、失業などの如く經濟的理由によるものであらうと、將又産業一般の危険性に基く負傷の如きものであらうと、其等に就いては詮義す

第一方法の批評

る必要がない。たゞ重要なことは労働の不能に陥れる期間と、其の原因の激しさの程度とである。即ち一時的なるか、永続的なるか、全部的なるか、部分的なるかである。

若し労働不能、従つて所得の喪失が、永続的なる場合には、被保険者は其の喪失の程度が全部的なるか部分的なるかに従つて、所得の全額若くは其の一部分に相當するものを、永続的に年金として支給せらる可きものとする。

此の見地は前に一言したやうに、理論的には簡單明瞭であるけれども、其の實行には種々の困難の伴ふを免れ難い。先づ第一には、かゝる支給を爲すに要する費用は莫大な額に上ぶることであり、第二には被保険者に依つて悪用せられ、病氣に罹つたり、負傷したやうな者は、其の治療を怠るであらうし、失業者は故意に失業したり、又失業しても職を求めやうとしないであらう。其他理論的にも批難の餘地あり、かゝる制度は甚だ社會的ならずとせられる。

第二方法  
の批評

次に第二の制度即ち失はれたる損失の一部分に相當する額を支給す可しと爲すものは、其の理論的見地に於ては右第一のものと同一であつて、被保険者をして其の生活標準を維持せしむることを以て目的とする。然し此は前のと異り、保険の費用を節約するためと、制度の悪用を防ぐ爲めに、損失の一部分は之を被保険者自身に於て負擔せしむ可しとするのである。そして其の支給は所得喪失事故が永続的なるか一時的なるかに依り、或は年金として永続的に、或は一時金として日々に、又は週毎に、又は月々に一定額を支給するものである。

失はれたる所得の幾部分を支給す可きかに就いては理論上の標準はない。たゞ一方には保険資金の豊富さの程度により、他方にはどの程度にまでは被保険者が其の損失を負擔し得るかを見て、兩者を斟酌して實行上便宜的に其の標準を定むる外はない。

第三の道は被保険者と其の家族とに、生存上の最低必要費を支給する主旨に於て、保険金額を定めんとするものであるが、此の見地は事故の爲め

第三方法  
の批評

に生じたる經濟上の損失の程度や、繼續期間などのことを顧慮するばかりでなく、主としては被保険者及び其の家族が、生活上必要とする所のものを基礎にせんとする次第で、然かも保険額を定むるに當つては、事故が身體上の原因によるものなると、經濟上の原因によるものなるとに論なく、労働者の困る所は兎に角所得の喪失若くは減少と云ふことなだから、原因の如何に依つて其の額を異にする必要はないと見る。即ち負傷、疾病、癱疾及び失業等に對して別々の保険金額を定むる必要はないと見るのである。

此の方法の長所とする所は、保険の爲めに費用を要すること少く、被保険者と、其の雇主と、國庫との負擔を比較的輕からしむるといふことである。其の代り短所としては、被保険者及び其の家族の生活上の最低費用といふても、其の額を定めることは頗る困難で、其の額は元來生存上の必要に應ずるといふのだが、抑も其の必要なるものが、經濟的には割合に漠として居るのみならず、人々の年齢、強弱、習慣其他社會的地位に依つて相

違せざるを得ないと云ふ缺點がある。従つて其の給與額は、被保険者の地位其他の事情を參酌して之を幾部類かに分ち、其の各部類に對して別々の定額を給することによればよいと考へられるが、さうすると又其の區別は甚だ任意的で、區別の正確な標準がないと云ふ非難を受けることになる。加之給與金額を一樣平等に定むることに對しても、人々の所得や其他經濟上の状態は千差萬別なる所から、事故に依つて生ずる損害も甚だ一樣ならず、之がために、所得多く經濟事情の比較的良好なる者は、常に此の制度に對して不満を懷き、制度として效果薄きを思はしむることになる。

されば此の道による保険給付の定め方は、實際には餘り採用せられない。第四の方法は一方には事故によりて生ずる經濟上の損害の程度や、繼續期間を顧慮すると同時に、他方には被保険者自身により又は彼の爲めに雇主によりて拂込まれたる保険料金額を見て、保険手當の額を定むるものである。即ち此の道によれば、經濟上の損害が大で又長く繼續するものにして、然かも其の拂込済保険料の率も高く、拂込期間も長かつた者には、其

に應じて比較的多額の保険金が支拂はれる譯で、其の制度の根柢には、私的保険の依つて立つ所が酌まれ、又貯蓄といふ精神が加味せられる。其の點に此の方法の長所も存するが、其の短所としては、未だ年の若い者や、比較的老年になつてから保険に加入した者や、其の掛込金の少い所から、受取り得る保険金が少くて、負傷、疾病、死亡等の場合に、十分なる救済が出来ないと云ふ點が考へられる。

此の方法は其の長所と短所とが考へられた上で、實際上には主として癩疾、老衰、死亡等に對する保険として用ひられて居る。そして其の短所を補ふ道として、保険給付に最低額を限定する方法が取られ、之に要する費用は、國庫の補助や、被保険者が他の道に於て拂込を爲して居る他の基金からの補助に依つて、掩はるゝを例とする。

扱て上に説く所は保険給付に關する方面であるが、次に續つて之に要する費用の方面に就いて見る。

社會保険を実施するに要する費用は、保險なるものを私の業務として行

労働者の  
保險費用

負擔

ふ者に就いて見れば、費用は主として之を被保険者に依て負擔せしめなければならぬ。然し乍ら社會保険は前に之を明かにしたやうに、其の性質が著しく私營保險と異つて居り、其の目的及び任務の上から見て、費用の一部分は之を雇主に負擔せしめ、又其の一部分は國家や地方自治體の公費を以て支辨することになつて居る。

とはいへ社會保険に於ても尙ほ、被保険者が保險費を負擔す可きものなりとする觀念は殘存して居るのであつて、人に依つては、被保険者に於て費用を負擔するに非ざれば、少くとも其一部分を負擔するに非ざれば、保險といふ制度の觀念は成立たないやうに考へる人もある。即ち被保険者が之を負擔するとしなないとが、保險と單純な救恤との區別あらしむる所以だと考へんとするのである。惟ふに此の點に就いては、尙ほ研究を要するものがあるが、實際上の必要から云へば、被保険者に何程かの經費負擔を爲さしむるは、無意義のことでない。従つて多くの立法令に於ては、之を負擔せしめることになつて居る。

被保險者に保險費用の一部を負擔せしむることを正當付ける理由としては、種々の事項が擧げられるが、就中重要なものは、第一には被保險者が、保險せられる危険の發生に關して、負ふ可き責任といふことである。そして此の責任と云ふ問題は、災害保險に就いて最も意義の重大なるを見るのだが、然し災害に關しては賠償觀念より保險觀念への進化が行はれるにつれて、災害は産業一般の危険性に伴ふもの多きと同時に、賠償觀念を捨つる限り、多く責任の有無に就いて論ず可き必要なしとせらるゝに至り、終に保險料は獨り企業家之を負擔し、被保險者たる勞働者には、其の負擔に任せしめざることになつてしまつた。災害保險に於て已に然りであるから、其他の疾病保險や失業保險や老衰保險やに就いては、殆んど此の責任論の入り來る餘地はない。次の理由として考へられる所は、被保險者の自尊心を傷けないやうにすること、換言すれば被保險者は慈善や救恤としてなく、權利として保險金を受取り得るものでなくてはならぬとせらるゝ點である。即ち之が爲めに被保險者にも何程かの保險料を納付せしめ、保

險費用の一部を負擔せしむべきだとせらるゝこと之である。勿論之は社會保險が社會的なる公の設備である限り、其の費用は租税に依つて社會一般の負擔に歸するものであるから、被保險者は納税者の一人として、社會保險に對しては一定の權利的要請を持ち得可き筈なれども、それにしても其の場合に感ぜらるゝ權利は、被保險者が直接に其の保險施設に要する費用を負擔したる場合に感ぜらるゝものに比して、薄弱であらねばならぬ。併し此の點に就いては理論は決して一定して居ないのであつて、勞働者の代表者等の間に於てすら意見の相違あり、其の相違は時により又國によつて色々に生じて居る。即ち或者は費用負擔に對する保險的辨濟といふ主義を支持するに對して、他の者は非負擔制を採り、負擔の有無は保險の性質を變更するに足るものに非ずと見、救恤と保險との區別を費用負擔の有無に係らしむ可きに非ずと見るのである。獨逸及び瑞西の勞働代表者等は前説を採り、白耳義、英吉利及び其植民地、諾威其他の勞働代表者等は後説を執つた。



1111  
次の理由としては、被保険者が費用を負担することは、其の節約を奨励するに足るとせられる。此の觀念は或種の保險特に養老保險の如きに於ては特に重んぜらるゝ所であるが、然し此の方面に於ても亦、全然異なる見地からして、養老年金を費用負担制に依らないで、即ち保險料の拂込を要せない制度として、實施せんとするものも表はれて來た。尤も其は救貧制に代る制度として、之を考ふることからさうするのでもあるが、要するに節約といふことを以て費用負担制を正當ならしむる理由とせんとすることに關しても、意見の一致は見られないのである。

最後に今一つ理由とせらるゝ所は、被保険者は、經費負担をすることに依つて、其の保險施設の管理に對する發言權を得るといふ觀念である。即ち彼の財政上の觀念として、納税者は豫算決算其他の財務の審議權を有すとせられると同様な見地からして、費用の負擔と管理上の發言權とを對立せしめ、兩者間には相對的にして場合に依つては比例的な關係あるものと見んとするのである。そして此の見地は、企業家の間にも労働者の間にも

共に存するを見る次第で、管理上の發言權を多くせんが爲めに、費用負担の割り前を多く負擔せんとする考が雇主側に表はれた實例を、獨逸に於て見たるが如く、労働者の間に於ても、管理上の發言權を獲得せんが爲めに、費用負担に任ぜざる可からずとする考が、表明せらるゝを見るやうな有様である。然し實際に於ては、斯かる見地が一般的に採用せられて居る譯ではない。

企業家が労働保險の費用を負担することに就いては、其の理由は比較的明瞭である。即ち企業家は労働者の雇主として、雇傭關係に關しては常に労働者を正常の状態にあらしむ可き責任と、そして利害とを感ずるものである。そして企業家は企業經營者としては、其の業務遂行の爲めに必要な物的設備をも、正常的な状態にあらしむ可き利害關係を有するもので、其の消耗や不時の瑕損等に對しては、之を補填す可き工夫を爲すを怠らず、大抵は之に保險を附することにして居る。

此の見地からしても、企業家は労働者の生命健康等を、保險に附するは

企業家の  
保險費用の  
負擔

當然のこと、謂はねばならぬ。即ち企業家は労働者の生活を支持せしむる爲めに賃金を支拂ふ如く、其の不慮の災害や罹病其他に對しては、保険を附して其の補償の道を講ず可き筈のものである。勿論企業家は労働者に對しては平素賃金を支拂ふて居る。そして賃金は現今の實狀に於ては、労働に對する代價たる性質のものとして考へられるのではあるけれども、多少其間又労働者の生活保障たる意味の含まれて居ることは否定し難い。けれども其の生活保障と云ふは、ただ常時的な生活を支へしめるといふ意味しか持ち得ないのであつて、疾病、負傷等の場合に生ずる餘分の費用をも含めて、之を保障するものではない。まして此等の災害、老衰、廢疾、失業、死亡等に依つて賃金其物の減少や喪失を見る場合に於ける生活の支持までを、包括保障するものではない。されば保険金の支給と云ふことは、此等の困難時に對する賃金の補充たる性質を有するものと見て差支なく、此の意味に於て雇主も其の全部若くは一部分の負擔に任ず可き地位にあるものとせられざるを得ないのである。

社會保險が實施せられることになつて、労働者が生活上に於ける不時の災難に對する或程度の安神を得、従つて生活全般に對して落附いた態度を執り得るに至るといふことは、労働者の爲めに之を考へても、社會的に考へても、共に甚だ結構なこと、謂はなければならぬ。そして又之を企業家の利害から云ふも、労働者の生活を安定せしむることは、其の生活標準を向上せしめ、又其の労働能率を増さしむる所以なれば、企業家に於て保險費用の負擔に任ずるとも、其を償ふに足る利益が他方に發生する結果、餘り大した實際上の負擔とはならないで済む場合が少くない。此の事は社會保險の夙に實施されて居る獨逸の大企業家中の或人々の如きが明白に述べて居る所であつて、實證された事實である。

次に社會保險に要する費用は、國家も之を負擔すべきものである。社會保險の制度は、讀んで字の如くそが一の社會的なる施設である所から考へて見ても明かなやうに、其の施設を完備し、其の發達を圖り、有効性を十分に發揮せしむることは、社會一般の利益とする所たらざるを得ない。特

に労働者が其の業務上に遭遇する諸多の災害的な困難や、労働不能に對する不安と之に伴ふ困難やに對して、保險的な保障を受けて經濟上の安定を得ることや、其の一般的保險状態の改善せらるゝことやに就いては、社會は最も直接な利害を感じざるを得ない。

されば國家としては社會保險の發達を計る可き爲めには、種々の方面に於て之を指導し援助することに努めなければならぬが、其の財務的な基礎を固め、其の保險としての財務的有效性を發揚せしむる爲めには、國家若くは地方自治體が保險費用の一部の負擔に任ずるは、洵に當然のことである。そして其は労働上の災害が、産業一般の危険性から生じたり、疾病に社會性があつたり、又失業といふ事實が經濟界一般の狀況によつて増減し、又國家の政策に影響せられたりする所から考へれば、國家の責任といふ見地からも、其の保險費用負擔を正當と見なければならぬが、暫くかゝる責任觀を抜きにして、現時の文化國家としての任務から考へても、國家が其の負擔に任ずるは、洵に國家當然の任務を果すものと謂はねばならぬ。た

とへ自由主義的見地の下に、國家制度の認めらるゝ時代に於ても、國家が貧民を救助する任務などは、是認せられたのであるから、現時の如き社會的統制を基調とせんとする國家任務觀の下に於ては、愈々以て國家の此種の任務は當然のものとしてせられざるを得ない。

然るに今國家が保險の費用を負擔するに就いては、其の實行上の道が三つある。

- 一は任意的なる私の保險設備に對して補助金を交付する道
  - 二は強制的保險に参加して其の費用の一部を負擔する道
  - 三は保險料を徴收せざる國家保險制を採用する道
- これである。

先ず其の第一の方法に就いて見るに、從來の國家が此の道に依つて、私的自由保險を援助せんとする場合には、保險相互組合に對して、其の組合の收支を明かにすべき會計制度の完備を求むると同時に、一定の資金の補給を爲すを例とした。そして其の補助金は、組合員の拂込金を補給する道

を取ることあれば、又組合員が保険金の支拂を受くる際に、之に補給増額する道を取ることあつた。何れの道によるにせよ、國家がかかる支給を爲すは、社會に於ける經濟的最弱者を援助する意味に於てするのだが、從來の成績に徴すれば、此の道による補給制は、丁抹を除くの外兎角十分なる成績を擧げ得なかつた。それはつまり援助を要することの最も大なる最弱者たる部類の人々は、斯かる任意保険には加入せざるを例とするからである。即ち強制保険に非ざれば、任意制を以てしては所期の目的は達し難かつたのである。

## 第二方法

次に第二の道に就いて考ふるに、社會保険を強制的國家保険と爲すに於ては、多數の人々が之に加入すること、なる結果、保険上に於ける危険が互に相殺して、其の保険の爲めには却つて國費を要すること少く、私的自由保険に於けるよりも、其の基金關係は頗る容易なるやうに見へる。然し乍ら國家は其の社會保険を強制々度と爲せばとて、之に依つて其の財務的負擔を免れ得る譯のものではない。何となれば、社會保険に強制的に加

入せしめらるゝ労働者の大部分は其の所得極めて少く、たゞ平素に於ける生活費を賄ひ得るに過ぎない實狀にあるから、とても十分なる保険給付を得るに足る可き十分なる保険料を支拂ふに足る貯蓄の餘裕はない。従つて國家は此等の經濟的に弱き人々に對しては、保険料の補助を爲す可き任務ある次第で、其の任務を果すことはやがて他方に於ける救貧的負擔を軽減することにもなる。そして尙考へらるゝ事は、雇傭労働者の場合に於ては、其の保険料の不十分なるを補ふ道は、雇主の掛金負擔に依つても見出される次第だけれども、其は固より被傭労働者に限られたる事情で、獨立労働者には其の事なきは言を俟たぬ。然るに多くの獨立労働者は、其の境遇上から見れば、被傭労働者と選ぶ所なく、やはり社會に於ける經濟的弱者たるを免れない。従つて總べて此等の弱者に對しては、被傭労働者たる獨立労働者たるを問はず、國家が保険料の一部を負擔して、社會保険制をして出來うる限り効果多きものたらしむることにせなければならぬ。此の見地を進めて行けば、結局は社會保険に於ては、國家が其の費用の

全部を負担するのが當然で、又最も有效なる制度を造り上げる道だといふことになる。茲に於てか無償的な保険制が考へられるのである。

此の無償的な制度は上に第三の道として示した所のものであるが、此の考の根本を爲すものは、社會保険は教育など、同じやうに無償なる可きもので、其の費用は總べての納税者の負擔たる可き筈のものだといふことである。併し此の考に對しては、保險論者の中には異論なきを得ないのであつて、異論を唱ふる者は、保險金の全部が納税者の公共的負擔に依つて支拂はれることになれば、其は最早保險ではなくなる。其は一種の救貧に外ならぬ次第で、苟も保險たる可きものは、其の負擔の全部若くは少くとも其の一部分を、被保險者が荷ふことに其の本質を有する。其の負擔なくして無償の給付を受けるに於ては、其は單純なる社會的給與であつて、保險とは性質の違つたものだと言主張するのである。

此の異論に對して無償保險制を辯護するものは、所謂無償保險と雖も全然たゞで給與が貰へるといふ意味のものではない。其の給付を受ける勞働

者といへども、現に若くは曾つては何程かの租税を、國家に若くは他方自治體に納付せるものであつて、たゞ直接に其の給付に關して負擔に任じないといふだけのことである。そして其の事情のために斯かる制度が、保險たる性質を有し得ないと云ふのならば、其は保險でなくて一向に差支ない。保險ならざる然かも之に似たる一種の社會制度として認めらるれば其でよい。そして尙かゝる無償制を救貧制と同一視することは飽迄不都合だ。救貧は自ら生くる能力なき者に對して、慈善的に給與のなされるを云ふのだが、此の制度は決してそんな性質のものではなく、之を受くる者は權利として之を受け得る性質のもので、其の點に於ても保險制と同性質のものであると主張する。獨逸などのやうに無償的ならざる保險制を以て普通とする所に在つては、學者は無償的な保險は、救貧制の如きものと、眞實の保險制との中間にあるものと見んとする風あれども、無償制を実施せる國々に在つては、見解は多く無償制をも保險制度の一に外ならざるものと見んと欲し、主として其の制度の目的とし任務とする所より見て、斯く主張

するのである。そして保険たると否とは、被保険者が之に保険料の拂込を爲すと否とに依つて定まるのではなく、其の目的が將來に對する保障を爲すことに存する點が、保険制の性質を定むるに、重要な點なりと見んとするるのである。

此の見地よりすれば無償制も亦保険の一種目を爲すものと見る外はないが、然し被保険人及び其の使用人が、保険料を負擔すると否との區別は、制度の實行上に於ては決して何れでもよいといふやうな、軽い意味合のものでないことは、絮説を待たない。

そこで少しく無償保険制の利害に就いて見るに、無償制の長所とせらるる點は、其の經營が簡單であつて、管理上に費用を要する所少きことである。彼の有償的強制保険に在つては、其の被保険人から、毎週の拂込を賃金より差引納入せしむるに、莫大の手数と費用とを要し、又其の煩雜に堪えざるものがあるが、無償制に於ては此の費用と手数とは全く省略し得られる。併し其の代りに短所としては、無償なるが爲めに、被保険者の節約

心を養はしむるに足らず、従つて保険金給付に段々と多額を要するやうになるのみならず、其の經營管理に要する費用は一切租税を以て賄ふのであるから、其の事は間接に生産を阻害することにならざるを得ない。けれどもよく考へて見れば、無償保険の被保険者となるやうな人々は、平素元來貯蓄の餘裕を有せない人々であるから、無償保険制の行はれることに依つて、其の貯蓄心の傷けらるゝといふのは、實は大したことではあり得ない。それに又保険の給付金は眞に生活上の最低必要費に過ぎないのだから、其の給付を受ける望ありといふことの爲めに、將來に對する備を爲すことを一切無用と感ぜしめ、被保険者一般の向上心を滅亡せしむるほどの結果を齎すに足るものでもないのである。

更には又被保険者が少しの拂込負擔をも爲さない制度の下に於ては、其の責任觀念や義務心やが薄くなつて、要求ばかり多くなり、爲めに保険費用が増加して困ることになるとの非難もあるが、之は又見様によつては、被保険者が幾らかでも拂込を爲して居れば、其の權利的な要求も多い譯だ

が、拂込をしない制度に於ては、そうあつかましく要求はし難いのが人情で、却つて費用を増さないで済むとも謂へるのである。されば要するに此の種の長短論は何れにしても比較論に過ぎないで、兩制度共に各々一長一短を有するものと見る外はない。

三者の分  
担と其割合

保険費用の負擔に關しては上に示すやうに、労働者と雇主と國家とに就いて各々種々の問題が考へられるが、現今の實狀としては、此等三者が之を分擔するのを普通とし、又適當として居る。然し此等三者が如何なる割合を以て、之を分擔するを適當と爲すかといふことになれば、何等之を規律す可き原則がない。又其の負擔の割合を定む可き理論上の根據となす可きものもない。所詮は理論の問題たるよりも、實行上の問題として、之を取扱ふ外はなく、經濟界の實狀に鑑み、企業家の負擔力と、労働者の其と國家の財政上の實力とに従つて、適當に分擔の率を定むる外はないのである。

負擔の歸屬

保險の費用を一旦労働者と雇主と國家とに於て分擔しても、其の結局の負擔が何人に歸するかに關しては、更に又議論なきを免れ難い。そして雇主は此の負擔は大部分自分共が負擔することになると主張し、其の直接に負擔する部分は勿論のこと、労働者の負擔する部分も、賃金の引上げらるゝ結果として、企業家の負擔とならざるを得ず、國家の負擔する部分と雖も、納税者として自分共がやはり大部分の負擔を荷ふことになる。斯くて社會保險は最も重く生産を壓迫し、生産の不振を來す原因となるとして、常に此の制度を喜ばない。そして生産上の負擔はやがて他の生産費と共に生産物の價格に包含されて、其の消費者の負擔に歸することは、理論の上に定まつた議論だけれども、其の轉嫁は仲々思ふやうには行はれず、いつも其の一部分は企業利潤を減少せしむる結果となつて、生産の不振を齎すを避け難いと主張する。之に反して労働者側に於ては、保険料を支拂へばとて容易に勞賃の引上げは實現しないし、それに又企業家は自らが保険料を負擔することを理由として、然かもそれは労働者の爲めに之を負擔する

ものなればとて、其の理由により賃金を引下ぐる企を爲すを怠らざるものなれば、やがて其の一部分は労働者に轉嫁せられ、更に又労働者は多少は納税者として國家の負擔部分をも荷ふと同時に、企業家の一旦負擔せる部分は、商品の價格に包含されて、其の消費者として又労働者の負擔に歸する。従つて保険料の大部分はやはり労働者が之を負擔するに外ならぬ。然るに労働者には實は其の負擔に堪へるだけの實力はないのだから、大いに生活上の苦痛を増すことになる。今少しく之を軽減する道を考へる必要あり、保険は之を無償制にしなければならぬと主張せんとするのである。

惟ふに此の負擔の實際に關する問題は、やはり理論的には明確に見定め難いのであつて、保険の行はれる國々若くは地方々々に於ける經濟上の實際狀態と、特に企業の實況、商品價格の構成狀況、其の賣買取引の實狀と、企業家及び労働者の實力、特に勞賃決定、労働者生計の有様等に從つて、決定せらるゝものである。たゞ理論上の要求としては、社會保險が已に社會一般の調和と安全との爲めに設けらるゝものなれば、其の費用も亦社會

一般の相互的なる負擔として、其の各員に適當に分配せられるを以て、最も當を得たるものと爲すといふことである。

保險に關する費用の負擔を定むるに就いては、尙ほ保險料金と保險せられる危險との間の關係に關する問題と、今一つは保險負擔額と賃金額との間の關係に關する問題とがある。

先づ前者に就いて見るに、商業的なる保險に在つては、保險料金と保險さるゝ危險の經濟價值との間には、密接なる比例關係を保たしむるを原則とするや言を俟たない。然し乍ら社會保險に在つては、其の目的とする所が、元來單純に危險に伴ふ經濟上の損害を補償するといふだけのことではなく、保險を社會の大多數者に及ぼし、特に労働者及び之に類する部類の人々を、經濟上の弱き地位に於て扶助し、其の生存を安定せしむることに依つて、社會生活一般の安定を計らんとすることに存するものであるから、保險料と危險の經濟價值との間に、必ずしも正確な比例關係を保たしむる



必要はない。そして此の比例關係を保たしめる爲めには、保險上の所謂善き危険と悪き危険とを區別しなければならぬが、社會保險に於ては其の區別を爲す可き正當の理由は存しない。

けれども社會保險に於ても職業の種類に依り危険の特に大なるものと、然らざるものとあり、兎に角保險料は職業の種類によりて、多少の影響を感ぜないわけには行かないから、災害保險に於ては勿論のこと、他の疾病、癡疾、老衰、遺族保險等に於ても、保險さる可き危険に關して荒まかな分類をなし、之に従つて多少其の保險料を異にし、殊には、特に危険なる部類の職業に従事する者には、餘分の保險料を課することが行はれるのである。其の實例は之を Austria, Czechoslovakia, Germany, Norway, Serb-Croat-Slovene Kingdom 等に於て見ることが出来る。

次に保險料と賃金との關係に就いて、保險料は賃金の額の多少に拘はず之を均一に定むる道と、賃金額に應じて其の率を異にするやうに定むる道とがある。そして後者には又保險料をたゞ單に賃金額に比例して幾段かに

保險料と  
賃金との  
關係

區別する道と、賃金額の昇るに従つて累進的に保險料を高くする道とがある。均一保險料の採用せられる場合は、大抵支給せらるる保險金の均一なる制度の下に於てあるが、之に對しては労働者は其の賃金の多少に無關係に、同一様の貯蓄餘裕を有するものではないから、均一保險料を定むるは、下級労働者の負擔を重からしむる缺點ありとして非難の聲が放たれる。賃金額の多少により、労働者平素の生活も異なる次第なれば、保險金も之に應じて異なるやうに幾段かに區別すると同時に、保險料も亦之に應じて幾段かに區別するのが正當だと主張せられるのである。然るに其の區別を設くるに就いては、又賃金と保險料との比例を同率的比例となす可きか、將又累進的となす可きかの議論が分れ、其れには又各々一長一短があり、労働者の負擔力から云へば累進率を採るを正當となせども、保險料負擔は必ずしも租稅負擔のやうにたゞ其の負擔力のみから之を定む可きでもなく、若し累進率を保險料の方面に採用するならば、保險金も亦累進的に其の額を定めなければならぬと云ふやうな議論になり、斯くては却つて社會保險の

目的に叶はない結果を見ることになる。即ち保険金の支給は所得の少いものに比較的多く支給せられるのが、社会保険の社会保険たる性質に沿ふ所以である。従つて此等の問題を正當に實地的に解決することは、理論上に於ても亦實際上に於ても、常に甚だ面倒で困難なるを避け難いのである。

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読の文字が並ぶ）

## 第六章 労働災害保険

### 第一節 負傷と其の原因

労働保険の中に在つて、労働と云ふ事實と最も密接なる關係あるものと考へられ、従つて労働保険としては最初に攷究せらるべきものとせられ、又其の發達に於ても疾病保険と相並んで、最も早くより行はれたるものは災害保険である。仍て先づ此の保険制に關する説明を試み、次に疾病保険、次に癱疾養老保険、次に失業保険と云ふ順序に於て、解説を進めて行くことにする。

そこで先づ災害と云ふ事實に就いて考ふるに、現時の産業の下に在つては、労働者が労働することに依つて負傷するは、或る範圍内に於ては實に免れ難き所であつて、其は災難たるに相違ないけれども、個々の労働者に就いて之を見ず一般的に之を見れば、避く可からざる運命と謂はねばならぬ。即ち其は一般的に謂へば不慮の災害たるよりも、産業の性質に伴ふ當

負傷の不  
可避

然の犠牲と見なければならぬものがある。そして産業が進歩すれば、技術的には災害防止の設備が段々發達して来るけれども、種々の産業が新たに開けて来るのと、各方面に於ける産業の規模が追々大規模のものとなつて来るのとで、労働上に於ける災害の事實の發現に至つては、現時の産業上避く可からざる有様である。戦前歐洲に於ける英、獨、佛其他合計十一個國の統計の示す所によれば、年々凡そ二百萬の負傷事件が起り、就中二萬二千は重傷であつて、九十と一との割合を以て重傷と輕傷とが表れる有様であつた。

尤も労働負傷事故の起る件数は、國々に依つて異つて居り、統計の示す所だけでは、其の統計の取り方、負傷の意味の定め方等に從つて、たゞ示された數字だけでは比較の取り難い事情があるが、それでも大體産業の進んだ國に於て、労働負傷事件の多いのは、認められねばならぬ明かな事實である。そして又労働上の負傷は、産業の種類に依つて其の危険の多いのと少いのとあるは踏易き所に屬し、例へば鑛山業、鐵道業、金屬工業、建

築業等に於ては、仕事の性質上負傷の危険多からざるを得ない。従つて此の種の事業の廣く行はれる國(例へば獨逸)の如きに在つては、其の労働負傷事故は、他國に比して多からざるを得ない。そして此の事は一國內に在つても、産業の部類々々に依る負傷の危険の多少として、常に考慮せらるべき所に屬する。

註||試に佛蘭西に於ける労働負傷率(各千人に就き)を産業別に依つて示せば(一九〇八年)

冶金業	二六七	雜鑛山業	七九
鑛山業	二二二	採石坑	七九
炭坑	二〇五	護謨業	七四
建築土木	一五四	木工	七三
化學工業	一四七	石材切出及琢磨業	六一
金屬工業	一四四	食料品製造	五八
陶磁器製造	八三	革皮業	三四

印刷出版	三三	石屋業	一四四
薬、羽毛、毛髪業	二五	織維工業	一六
貴金屬工業	二二	被服業	三四(?)
			八

負傷の程度(重傷と軽傷)

次に労働上に於ける負傷は其の結果に就いて考ふれば、醫術の上から見たものと經濟上から見たものとの區別が生じて来る。そして此の區別よりして之を見れば、醫術上重大な結果を生ずるものは、經濟上にも重い結果を生ずることゝなるのが例だけでも、然し兩者は常にさうした關係を持つものでない。即ち醫術の上から見ればかなり重大な結果を生ずる重傷でも、労働者其人の經濟上の立場から、其の労働に支障の生ずる程度、従つて其の所得を儲けるに就いて支障となり、つまり労働者の經濟上の力を減殺する上から見れば、さ程重大な結果を生じない場合も随分少くないのである。又此と反対な場合も勿論決して少しとせない。何れにしても醫學上の見地よりする場合には、負傷の輕重を定むるに、常に負傷したる身體の

負傷の類(火傷と創傷)

部分を考へ、又其の負傷の性質を考ふるのであるが、經濟的の見地より之を見る場合には、之に依つて生ずる労働者の經濟上の苦痛の多少を考ふるのであるから、負傷の輕重といふことに就いて、兩者の判断が常に必ずしも一致し得ないで、寧ろ相別る、場合の多いのは當然である。

次に又醫學的の見地からすれば、同じ負傷と云ふ中に在つても、火傷、湯傷、凍傷等の如きものと、切傷、打撲傷、骨折等の如きものとは、區別せられなければならぬが、經濟的の見地からすれば、此の種の區別は直接にはあまり意義を有せず、たゞそが労働者の經濟上の働を妨ぐることに於て、火傷、湯傷の場合よりも、切傷、骨折等の場合の方が重大の結果を齎すを常とする意味に於て、其の區別が意義を持つて来る次第である。そして統計の示す所によれば、労働者の負傷件數中、火傷、湯傷の如きは、百中の四、五分から一割以下に居るに過ぎないで、他の場合は大抵切傷、打撲傷、骨折の類である。従つて一般的に之を見て、労働者が負傷した場合には、そが労働者の所得を儲ける力の上に多く影響を及ぼさざる場合は比較的少

くて、大多数の場合には之に影響を及ぼし、其の經濟上の力を弱からしむるものであると云ふことが出来る。

註||醫學上の見地より負傷の種類を區別したる歩合上の比較を示せば

	% 獨	% 伊	% 諾	% 露
火傷及湯傷	三・五六	七・二四	(イ)	八・八三
腕及指の創傷其他	三七・九二	四三・七六	四〇・三三	四四・二四
脚の創傷其他	二五・二一	二五・三九	二六・六〇	一四・〇一
頸の創傷其他	一〇・四六	八・九一	一〇・〇〇	一二・四七
胴體の創傷其他	一一・九三	一一・八五	一一・三〇	三・六九
他の負傷	一〇・九二	四・七五	一一・八〇	(ロ) 一八・七八

(イ)他の負傷と云ふ中に數へられて居るのだらう。

(ロ)たゞ外傷とのみあつて身體の部分の示されて居ないもの一八・四八を含んで居る。

(No. p. 53)

然るに經濟的の觀點からすれば、負傷は之を其の豫後の経過より見、之に依つて生ずる労働者の働の不能又は減少の續く期間の長短に依つて二種に區別し、永久的の負傷と一時的の負傷とに區別することが出来る。そして此の區別も亦醫術的に見たるものとは其の趣を異にし、醫術的には比較的短かき時日で癒着したやうな傷であつても、其が爲めに労働者の經濟上の働が、全然又は部分的に永久に妨げらるゝことになれば、其は經濟的には永久的の負傷と云はねばならぬ。そして又其の永久的の負傷は、醫術的の意味に於ける重傷輕傷には關係ないことである。たとへ輕傷であらうとも永久的の負傷もあれば、重傷でも一時的の負傷もある。又其が經濟的に見て輕傷であつても永久的の負傷もあり、重傷であつても一時的の負傷たるに過ぎないものもあるが、然し經濟的に見れば、永久的の負傷は其の結果より見て重傷と謂はねばならぬものが多く、一時的のものは輕傷たる場合が多い。蓋し經濟的に見る場合には、負傷を其の性質から考へないで、それが經濟的に齎す結果よりして考へるからである。

之を實際に就いて見れば、あらゆる負傷の中其の三、四割は格別身體の部分を失つたのではなくて、然かも永久的の負傷たるを例とするのである（埃太利に於ける調査の示す所—Rubinow, op. cit. p. 63）

部分的  
労働不能  
完全労働

次に又負傷はたとへ永久的の負傷であつても、全く労働者の労働力を無くしてしまふものと、たとへ部分的に彼の労働上の力を減殺するに過ぎないものとあるのは、言を俟たぬ所だが、たとへ然し其の場合に注意す可きことは、たとへ全く労働力を無くする場合にも、職業を變ずればそれでよいものと、如何なる職業に對しても全然労働の出来なくなつたものとの、區別あることである。如何なる種類の労働に對しても、全然労働力の無くなつた場合には、労働者は所謂痲疾者となつてしまふのだが、或種の労働には全く堪へなくなつたけれども、職業を變ずれば其の職業に主として働く可き必要なる身體の部分の異なるが爲めに、殆んど支障なく新職業が行はれたり、又多少差支へるけれども、どうにか遣つて行けたりすることは、屢々其の例を見る所である。

總べて上に示す所は、負傷に對する救済としての保險の問題を攷究するに就いては、綿密に之を考慮する必要がある所で、特に保險の實地經營上に於ては、大いに考慮さる可き所に屬する。

扱て以上の如き種々様々なる意味に分ち考へらる可き多くの労働上の傷害は、前に之を明かにしたやうに、其の犠牲者より見れば不慮の災難たるに相違なけれども、之を現時の産業一般より見れば決して不慮のことではなくて、實に現時の産業に伴つて當然に生ず可き犠牲たるに外ならぬ。然し其の犠牲の生ずるに就いては、又種々の原因の存することは言を俟たざる所で、今其の各種の原因に關して、一通りの考察を試むるは、此の問題の研究の爲めには必要歟く可からざる所である。

負傷の原因を尋ねるに就いて先ず考へらる可きは、負傷の因つて生じた有形的の事實である。即ち例へば汽罐が破裂したとか、高い所から墜落したとか、重い物體が落ち掛つたとか云ふ種類の事柄であつて、此の意味の原因調べは諸國に於て統計的に行はれて居るが、それに依て見れば、高

負傷の原  
因

所よりの墜落、物體の墜落により打撲骨折の如きが最も頻繁なる場合を形造り、次はやはり機械に因る負傷である。汽罐の破裂や藥品の爆發等に因る負傷の場合は、右等に比すれば百分の一位にしか當らぬ有様である。惟ふにかゝる現象を見るは、近時工業技術の發達により、破裂や爆發の如き事故は段々に有効に防止せらるゝに至つたに反して、建築其他に於て高所に登つたりすることや、又鐵材其他重き物品を取扱ふことが、漸次頻繁になつて來たが爲めでなくてはならぬ。

次に負傷の原因に就いて攷ふるに當つて問題となることは、其の負傷が何人の責任に依つて生じたかと云ふ問題である。此の問題は前の有形原因の場合に於けるが如くに、やゝ器械的に問題を取扱ふことが出來難く、同時に又其が損害賠償の問題になつて來るものだから、負傷原因に關する問題の中に在つては、常に最も面倒なる問題たる次第である。然し兎も角此の意味に於て原因を尋ねると云ふことになれば、其は大體三つの區別が立てられる。一は労働者自身の過失怠慢等により負傷事件の生ずる場合で、

責任の責

二は雇主の責任に歸因する場合、三は右兩者何れとも判定が付き兼ね、つまり現時の産業の有する一般的危險性に其の原因を歸せざる可からざる場合である。

註||労働負傷の責任別表(負傷全體に對する歩合)

責任	一八八七年	一九〇七年
獨逸	一八八七年	一九〇七年
雇主の過失	二〇・四七%	一七・三〇%
負傷労働者の過失	二六・五六	二九・七四
兩者の共同過失	四・六一	四・八三
他の労働者仲間の過失	三・四〇	五・三一
産業一般の危險	四四・九六	四一・五五
其の他の原因	一・二七	二・一八

(Rubinow, op. cit. p. 74)

労働者負傷の責任の所在に就いて、之を統計的に調査したる材料の備はつて居るのは、獨逸と諾威と和蘭とである。一八八七年、一八九七年及び

一九〇七年に就いて調査されたる獨逸の統計は帝國保險局に依つて示されて居る。次に一八九九年、一九〇三年及び一九〇六年の諾威統計は同國保險局の示す所である、次に又和蘭の之に關する統計は一九〇三年より六年に至る状態に就いて、同國保險銀行に依つて公にされた。試に之を表にして示せば左の如し。(Compensation for Industrial Accidents, Studies and Reports, published by International Labour Office, 1925)

獨逸

(一) 雇主の過失	一八八七年 二〇・四七%	一八九七年 一六・八一%	一九〇七年 一一・〇六%
(二) 労働者の過失	二六・五六	二九・八九	四一・二六
(三) 兩者の過失	四・六一	四・六六	〇・九〇
(四) 他の労働者仲間 若くは第三者の過失	三・四〇	五・二八	五・九四
(五) 職業上の危険	四四・九六	四二・〇五	三七・六五

(六) 雜

諾威

一・三一

二・一九

(一) 雇主の過失	自一八九五年 至一八九九年 〇・七〇%	自一九〇〇年 至一九〇三年 〇・四三%	自一九〇四年 至一九〇六年 一・四九%
(二) 労働者の過失	七・二四	四・八二	六・四七
(三) 兩者の過失			
(四) 他の労働者仲間 若くは第三者の過失	二・一七	一・三九	一・〇一
(五) 職業上の危険	八九・八九	九三・三六	九一・〇三
(六) 雜			

和蘭

(一) 雇主の過失	自一九〇三年 至一九〇六年 一〇・四六%
(二) 労働者の過失	六・三三



(三) 兩者の過失

(四) 他の勞働者仲間

若くは第三者の過失

一・八四

(五) 職業上の危険

七五・五九

(六) 雜

五・七七

概観

右表の示す所は甚だ區々であるが、稍確實なることは雇主の過失にも勞働者の過失にも歸す可からざる所のものが最も多いと云ふことである。即ち獨逸の統計に於ては歩合三七パーセントより四七パーセントに及び、諾威の統計に於ては九〇パーセント以上に上つて居る。

之に依つて見れば職業上の危険又は産業一般の危険に歸因す可き場合は、とにかく最も多い場合たることに疑なく、大體に於て凡ての場合の四割内外に及ぶのが、獨逸の實狀の示す所である。而して其の斯くの如くなるは、原因の責任の所在の不明なるが爲めに、取扱上此の項目の下に多くの場合を追ひ込んでしまふにもよるけれど、又一面には實に現時の産業上に在つ

雇主の責任に歸する負傷

ては、技術の未だ十分完全ならざる等の理由によりて、到底防止し難しと見られる負傷の起る場合が少くない。將來技術の進歩によつて、所謂不可避的なる負傷が段々可避的のものとなる可きは明かだ、現に獨逸其他に於て其の傾向の實地に窺ひ知るを得可きものがある。然し乍ら資本主義的經濟の下に在つては、只管營利の爲めに人が機械扱ひせらるゝを寧ろ通例とする次第だから、其の氣風と組織との革まることに依つて、益々多く災害防止に關する講究施設も行はれ得可きものと見なければならぬ。人の身命を安全にせんが爲めに金を費さんよりも、少しでも多く生産量の増加の爲めに金を費ふを以て企業上の本旨とするやうでは、所謂不可避的なる負傷は、何時迄も不可避的として残るを避け難いのである。

次に雇主の責任に歸因する負傷の場合に就いて見るに、産業發達の未だ十分ならざる時分には、雇主に於て殆んど多く機械の安全、危険防止の設備等のことを考へず、又政府や輿論も多く之を監督する所がないから、機械の不完全なる爲め、又適當なる危険防止の設備の缺けたる爲め、又適當

なる作業規律の備はらざるが爲めに、労働者の負傷を見る場合が割合に多かつたが、近時政府の監督も段々に厳密に行はれるやうになり、雇主も自ら進んで其の點に注意するやうになり、又技術の發達も危険防止を技術的に可能ならしむる範圍を追々に廣げて來た爲めに、年の進むにつれて雇主の責任に歸す可き負傷は、減少する傾向を示して來た。然し此は多少前掲の産業一般の危険と云ふこと、關聯するものなるを忘れてはならない。

註||雇主の責任に歸す可き獨逸の負傷統計

機械の不完全	一八八七年	一八九七年	一九〇七年
	七・二八%	七・一五%	五・四〇%
危険防止設備の缺如	一・〇三	七・八二	四・六九
適當なる規律の缺如	二・一六	一・八四	一・九七
合計	二〇・四七	一六・八一	一一・〇六

(do. p. 76)

最後に労働者自身の過失に歸因する負傷に至つては、年と共に寧ろ段々

労働者の過失による負傷

増加する傾向があり、然かも其の原因を更に詳かに觀察すれば、労働者が熟練及び注意の不足に因つて負傷する場合が最も多く、然かも其の場合が年々に増加する傾向がある。

表||労働者の過失による負傷の場合に於ける過失の種類別歩合

獨逸	一八八七年	一八九七年	一九〇七年
熟練及び注意の不足	一七・〇九%	二〇・八五%	二八・九六%
危険防止設備を用ひざる爲	一・八二	一・九二	二・二二
作業規律に服従せざる爲	五・三五	五・四四	九・四八
粗暴の遊戯惡戯酩酊等	二・〇五	一・一九	〇・五五
不適當なる被服	〇・二五	〇・四九	〇・〇五
合計	二六・五六	二九・八九	四一・二六

(do. p. 76)

仍て少しく之に就いて考ふるに、労働者が一般的に段々に不熟練になると云ふことは考へられぬことで、其の技倆こそ段々下がる傾向ありとも、

仕事の速さと負傷

機械を取扱ふことに於ては、機械の改良と智識の進歩とにより、寧ろ段々に熟達こそすれ、段々不熟練になるとは考へられぬ。然るにも拘らず近時労働者の不熟練や不注意の爲めに負傷する場合が多くなつて来るのは、どうしても其の原因が主として不注意と云ふことに存せざるを得ない。而して此に因る負傷の場合の多くなるのは、現今機械の發達と企業經營上の傾向とに依つて、仕事が非常なる速力を以て行はれるやうになつた爲めに、普通の注意では足りないで、特に注意深い作業をせなければならぬのに、労働者に於て其だけの注意が拂はれないと云ふ事實に歸因せなければならぬ。それと同時に又労働者の作業上に於ける疲勞が、機械の發達により其の運轉が特別の注意と身神の働とを要するほど敏速に、又間斷なく行はれるやうになつた結果として、とかく負傷を生ぜしむるほど、注意を鈍らす所あることを思はなくてはならぬ。つまり仕事が迅速で不斷の注意を要し、従つて疲れ方が甚だしいが爲めに、労働者は作業上正に拂ふ可きだけの注意を拂ひ得ないで、負傷する場合が多いと見なければならぬのである。特

疲勞と負傷

に疲勞と負傷との關係に就いては、獨、伊其他の國々に於て綿密なる統計的研究が行はれて居るが、其の研究の結果に照して見るも、疲勞の重なるに連れて負傷の多い事實は、明瞭に認め得られる所である。されば一週の間在つては、木曜日以後累進的に負傷の生ずる場合が増し、土曜日を以て最大とし、日曜日には休業の廣く行はれる爲めに急に負傷率は減少するが、其の代り日曜日に遊興し過ぎたり飲酒したりする結果、月曜日には負傷率が高いと云ふ有様である。

表 日曜日による負傷率の多少(一日平均の負傷數を百と見て作りたる表)

日	獨逸	伊太利
日	一九〇七年 一七・六	一九〇四年 三二・六
月	一一八・六	一一二・〇
火	一一〇・三	一〇九・一
水	一〇九・六	一〇九・七

木	一一二・三	一〇六・九
金	一一四・〇	一一三・九
土	一一七・六	一一五・七

一六〇

(do. p 79)

又同じ一日の中に在つても、朝の間や午後の初めは負傷率少く、作業の終りに當る午前及び午後の時間に於て負傷率が高いのである。

表II 一日内の時間の相違に依る負傷率

午前十二時—三時	獨逸	伊太利
同 三時—六時	一・九三	一・〇九
同 六時—九時	二・五五	二・四七
同 九時—十二時	一三・八七	一五・四〇
午後十二時—三時	二八・四二	二九・二〇
同 三時—六時	一三・八一	一四・五五
同 六時—九時	二六・三二	二六・四八

同 六時—九時	九・二五	七・八三
同 九時—十二時	三・八五	二・五四

(ibid, p. 80)

尙ほ疲労と負傷との關係を明かにする爲めに、女子は男子よりも疲労することの甚だしきものなれば、男女の區別により一日中の時間の相違による負傷歩合を調査することの有用なる可きを思ひ、伊太利に於て試みられた調査に照し見るも、仕事の終る前の時間に於ける女子の負傷率の男子以上に大なること、月曜日に於ける女子の負傷率の男子に比し小なることが實證せられたのである。

(Rubinow, op. cit. p. 82 参照)

## 第二節 負傷に對する賠償

労働上に於ける負傷は其の原因の如何に拘らず、又其の負傷の種類の如何に拘らず、傷害を被りたる犠牲者に取つて經濟上の大いなる損害たり、

延いて幾多の困難を生ぜしむることは、絮説を待たざる所である。此の經濟上の損害に對しては、必ずや何等かの賠償の道が付いて居なければならぬのだから、特別に労働上に於ける損害賠償に關する原則が法規上に確立せられざるに於ては、其の賠償はたゞ普通の法律上の損害賠償の原則に従つて處理せらるゝ外はない。現に此の特別の原則の存せざる我國に於て之を見るが如く、又労働保險制や雇主賠償責任法の制定せられなかつた以前の歐洲諸國に於て之を見たやうに、たゞ民法の規定が據る可き唯一の救済の道たらざるを得ない。そして民法ではたゞ一般的の規定があるばかりで、其の一般的の規定では、何人でも他人に對して損害を與へたる者は、之を賠償すべき義務あること、其の損害は之を與へた人の行爲に依つて生じたと、又其人が責任を負ふ可き支配の下に在る者の行爲に依つて生じたと、將又其の人の支配下に在る事物に依つて生じたとを問はず、總べて損害を與へたる者に於て之を賠償す可きものとせられて居る。けれども實際に於て負傷の責任が果して雇主に存するや否やは、之を損害

賠償の請求者に於て立證せなければならず、其の立證が的確に行はれて後、甫めて雇主の賠償義務は現實のものとなるのである。然るに此の立證は仲々に容易なことではなく、然かも其は裁判上の問題であるから、負傷に對する賠償が實際に行はれるのは、たゞ事件中の一小部分に過ぎざることとなる。それに又労働上に於ける負傷の原因が雇主の責任に歸せらる可き場合は、前述の如く負傷件數中の一、二割に過ぎないで、其他に尙ほ負傷者自身の過失に歸因せる場合が相當に多く、更には現時の産業一般の危険に原因する場合が最も多いのだから、總べて此等の場合に對しては、たゞ民法の規定だけを以てしては全く賠償を得可き道がない。斯くて結局保險其他に依る労働負傷特別救済制の備らない所に於ては、負傷の極めて一小部分のみが漸くに賠償されて、大部分は何等の賠償を得ず、其の經濟上の負擔は肉體上の苦痛と併せて、全然犠牲労働者の上に落ち來ることとなるのである。茲に於てか近時労働運動の發達すると共に、此の負傷の賠償に關する特別

法規の制定及び之が救済施設に對して熱心なる要求の表はるゝこととなつたのは、洵に止むを得ざる所であつた。然したとへ特別の法規が制定せらるゝとも、保険制度の如き實地施設が之に依つて爲さるゝことなくして、たゞ雇主の賠償責任を、法律を以て定むるだけでは、やはり現實の賠償は裁判の手續を経たる上にあらざれば、行はれない場合が少からず生じて來る。然るに由來裁判の手續は多くの費用と長い年月を要するのが例であつて、其の爲めに折角の賠償規定をして、有名無實に終らしめる恐が多いのである。現今普通に之を見るが如く裁判の手續は一年も二年も場合に依つては數年もかかり、容易に埒のあかぬものである以上は、労働者の如きは其間之を待つに困却し、待つて結局賠償を得てもその餘りに遅れたる爲めに、多く救済の効果を有ち得ざることとなるを免れ難い。又現今の裁判手續は、辯護士に對する謝禮其他に於て、随分多額の費用を要するが爲めに、賠償が結局行はれることとなつても、雇主の支出する金額は相當巨額なるに拘らず、其の少からざる部分は訴訟手續の費用として消へ、労働者が現

實に得る所の賠償金は、比較的少額たるに過ぎざることとなる。此事は雇主に取つても馬鹿げたことであり、労働者に取つても不満足なことであり、又之を社會の一般から云へば、訴訟の手續に要する人手と時間と費用とは殆んど浪費たるに近いものである。されば此等の冗費を省いて、簡便的確に負傷に對する賠償的救済の行はるゝ道が開けるならば、それはどの位有効に目的を達することとなるか、計り知り難いほどのものと謂はねばならぬ。

然かも亦之を考ふれば、結局訴訟の手續を踏まなければ賠償の行はれないものであつては、訴訟と云ふ事實により、さなきだに雇主階級と労働者階級との間には、敵對氣分の漸次濃厚ならんとする勢を、之が爲めに益々助成するやうになり、階級的闘争をして愈々深刻ならしむるを避け難い。されば氣の強い労働者や組合の後楯のある者や、飽迄訴訟に於て争ふこととなり、氣の弱い又後楯の無い労働者は、訴訟に依つて雇主の感情を害するを恐れ、特には之が爲めに職を失はなければならぬことより生ずる種

制度の不  
備より生  
ずる弊害

一六六  
々の苦痛を嫌ふが爲めに、終に訴訟を提起するに至らず、泣寝入となる場合が少くないのである。斯くては折角の賠償制をして却つて弊害を生ぜしめ、又效力なからしむるものと謂はねばならぬ。

然るに労働上の負傷を賠償す可き特別の施設を爲すことに對しては、種々の反對論が早くより行はれて來たのであつて、前にも一言したやうに、歐洲諸國に在つては、此等の反對論と反對運動とを征服し、終に災害保険制の設定にまで漕ぎ付けるには、随分大いなる時代的奮闘を必要としたのである。

其の反對論として先づ示す可きは、元來危険なる労働に對しては、其の賃金が比較的高く拂はるゝものであつて、其の高き賃金は其の中に危険に對する賠償の爲めの保険金たる性質のものを含有して居るのだから、其の上尙ほ賠償制度を立てる必要もなく、又之を立つ可き筈のものでもないと思ふ見解である。此の見解は現時の賃金なるものが、果して事實上其の主張の如く定まつて居るものならば、正當の議論と謂はねばならぬが、事實

賃金はそんな風に定まつて居るであらうか。賃金の上に全くそんな風な性質のものが含まれて居ないとは云へぬけれども、然し之を一般的に見て現時の賃金決定の法則を攷ふれば、經濟原理の之を示すが如く、賃金は現今たゞ労働の商品としての代價として定り、主として其の需要と供給とに依つて決定せられ、其の根柢に於ては労働者の生活必要費を準據と爲すものたるに過ぎず、然かも其の生活費中には、負傷其他の場合に對する災害救済の費用までも包含して居るものではないのだから、此等の決定事由の表はれ方如何によつては、危険なる労働の賃金必ずしも危険ならざる労働の賃金よりも高からず、却つてそが不熟練労働たるが如き場合には、労働の供給多き爲めに賃金は低きに居るを見る。そして若し此の意味に於て現今普通の勞賃中に、負傷其他労働上の危険に對する保險金的の性質のものが含まれると云ふことになれば、其は雇主側から進んで與ふる氣遣はないから、どうしても労働者側から要求して高き勞賃を得なければならぬのだが、現今の労働者に其の要求を爲す可き實力なきは勿論のこと、又其の危険の

程度を見定めて、之に適當する賃金の高を定めて要求す可き其の見定め  
付く道はないのである。

されば事實に於ては労働者はたゞ職に就き得べき機會を取逃さざる事  
のみ熱心し、其の労働の危険の程度など思ふ餘裕はなく、然かも労働者が  
多くて供給者間に競争ある所から、危険な労働でも比較的安い賃金で備は  
れることゝなるを例とし、其の選擇を爲す可き餘地は労働者に對しては残  
されざるを普通の場合とする事は、夙にミルの之を明かにした通りであ  
る。何れにしても現今經濟一般の普遍的原理として、勞賃の決定は労働の  
危険の程度を顧慮し、其の危険賠償に要する費用を保險的に見定めたる上、  
之を勞賃額中に正確に含有せしむるやうに行はれるものなりと謂ふことは  
出來難い。危険に對する顧慮も多少は行はれるであらうが、其以外の諸事  
項が勞賃決定上色々と影響するものだから、危険賠償の實效力を現時の勞  
賃に期待することは、望む可からざる所である。唯だ然し乍ら労働組合が  
十分に發達し、雇傭契約は組合の手に依つて集行的に行はれるやうになれ

自己責任

ば、危険の程度の顧慮が勞賃決定上に其働を表はし得可き筈である。けれ  
ども從來の實狀に於ては其働の十分なるを得るまでにはなつて居ない。英  
國の如く労働組合の最もよく發達せる所に於ても既にさうであるから、他  
の之より後れたる諸國、特に我國の如きに於ては、此の働の殆んど見るに  
足るものなきは言を俟たざる所である。

次に又反對論を試みる者は、労働に於ける危険の救済は労働者各自が自  
己の責任として之を行ふ可きもので、元來其の危険に對する賠償の備を爲  
すことを強制す可きものではないのだから、労働者をして任意に私の保險  
會社なり組合なりの保險に加入せしむ可きものである。されば國家として  
は努めて其の任意加入を獎勵し、又其の加入により有效なる保險的救済を  
受け得可きやう、國家に於て其の保險的施設を補助すべきものだと主張す  
る。此は前章にも明かにした如く、佛蘭西其他に於て行はれた見解だつた  
けれども、其の主旨による種々なる努力は終に悉く失敗に歸してしまつた  
のである。彼の一八六六年に制定せられたる國家的災害保險基金制の如き、



實に其の失敗の歴史を語るものと謂はねばならない。

茲に於てか反對論は又轉じて、負傷の原因よりして賠償義務の所在を明かにすることに依つて行はるゝことになつた。即ち負傷の原因には雇主の責任に歸す可き原因より生ずるものもあるけれど、前節に之を示したやうに、雇主の責任に歸す可からざる原因より生ずるものゝ方が遙かに多數である。それに又労働者自身の過失怠慢よりして、負傷事件の生ずる場合が相當多い。然るに今労働者が自ら招いた負傷に對して、雇主より賠償を受けるなど、云ふことは、實に不合理の甚だしきものだと言ふのが、其の主張の眼目である。そして其の主張は明かに雇主の過失に歸因する場合に對してのみ、賠償を行ふ可きものなりと爲すのである。惟ふに此の見地は從來の一般法制上の見地と異なるなきものであつて、議論としては兎も角、労働の負傷に伴ふ諸多の個人的困難や、社會的弊害を救済するに足らざることは、産業一般の發達と共に益々明かになり、又産業一般の發達は其の救治を必要とする實際上の事情を、愈々確實に造り上ぐることゝなつた。

そこで解釋は少し變化して、賠償要求に關する雇主の責任の有無、換言すれば負傷の原因が雇主の過失に存するや否やの舉證義務は、労働者の側に存せないので、雇主の側に存するものと見る迄に進んで來た。

此の變更を行ふことに就いては、先づ獨、伊、佛等に於て、色々努力の拂はるゝ所があつた。然るに事情の變化は更に進んで、雇主は常に自己及び自己の代表者の過失怠慢に依つて生じたる傷害に對してのみならず、労働者が雇主の工場内にて負傷し又は死亡し、然かも其の負傷が雇主の側に於ける過失に依つて生じたるに非ずして、工場作業に依つて生じたる場合に對しても、其の負傷が不可抗力に依つて生じたるか、然らざれば他人又は負傷労働者自身の過失に依つて生じたることを立證し得るに非ざれば、之が賠償の責に任ず可きものなりとするに至らしめた。此の原則を最も明瞭に表示したものは、一八八一年に制定されたる瑞西の雇主賠償責任法である。此の見地の根柢を爲すものは、労働者の負傷に對しては、之を賠償す可き義務が、労働契約上雇主の肩の上に存すといふ考である。即ち

労働契約が結ばれたる以上は、雇主は労働者の身體上の安全に就いては、當然に之を保障す可き責を負ふことになるのであつて、契約の終了と共に労働者は雇はれたる時と同様に健全なる状態に於て雇主の下を去る可きものである。従つて其の間労働者が労働に關して負傷するに於ては、それが労働者自身の過失又は偶然の機會又は不可抗力に依つて生じたるに非ざる限り、雇主は當然に之を賠償す可き責任を負ふものだといふのである。

然るに此の原則によれば、尙ほ労働者は、自己の過失や不可抗力等に依つて生じたる負傷に對しては、其の賠償を得ることが出来ないで、其の治療の費用と引いては其の間の生活にも困ることになるを避け難いのみならず、雇主は巧に其の責任を免るゝ道を考へることもなる。そこで實際上の必要は更に觀念の變化を生ぜしめ、總べて過失とか責任とか云ふ問題を離れて、苟も或る事物に因つて生ぜしめられたる損害は、其の事物の所有者に於て之を賠償す可きものなりと云ふ、法律的觀念を引用するに至つた。(Principle of Contractual Liability)此の觀念の變化に従へば、總べて労働上に於

ける負傷は、何人の責任にも依らず、たゞ作業の過程上に於て發生し得べきものと認められ、又然るが爲めに其の損害の賠償は、労働者に於て之を負担す可きものではなく、其の産業自身が之を負担す可きものなりとせられざるを得ざることになる。然るに元來雇主は企業家たる性質上、其の産業々務上に於ける總べての損害は、一切之を自分で負担す可き筈のもので、彼は企業家たるからには、其の企業より生ずる利得は之を自己に收得すると同時に、之に伴ふあらゆる危険は之を自己に於て負担する外なく、此の損得の全責任を負ふことが、企業家の企業家たる所以なれば、苟も作業上に生じたる災害たる限りは、それが自己の過失によつて生じたると、作業の性質上生じたるとを問はず、之が損害を負担賠償す可きものなりとせられる次第である。

斯く賠償責任に對する觀念が變化して來たことは、一大進歩に相違なかつたが、然しそれでもまだ賠償の責任に就いては、損害の原因より之を見ると云ふ觀念が消へ去ることなく、たゞ雇主の賠償責任の範圍に屬す可き

原因の範圍を廣くすることになつたに過ぎぬ。然るに其の後更に又事情の變化は、其の觀念自身を變ぜしむるに至つた。即ち負傷賠償の責任は、其の原因の如何に拘らず之を雇主に課す可きものとなし、雇主の過失の有無と云ふことは勿論のこと、一般的に其の原因の如何、其の過失が何人、何事情に屬すかと云ふことは、一切之を問ふ必要なしとするに至つたのである。されば此の新しき觀念の下に於ては、労働者の負傷に關する雇主の賠償義務は、從來とは全然異なる見地より之を立てなければならぬことになつた。其の新らしき觀念は從來と異り、労働上の負傷を法律上の問題と見るよりも、寧ろより多く經濟上及び社會上の問題と見、人の身神に關する損傷は、機械の損耗同様に、總べて皆な生産の行はれるが爲めに要する費用なれば、其の費用は其の生産物の代價中に包含せらる可き性質のものなりと見るることになつたのである。即ち斯くて終に問題は負傷の責任に關する問題より離れて、單純なる負傷救済の問題たるに至つた次第である。而して此の變化に對しても、當初雇主側は産業の負擔の重くなることを理由

問題の轉移

として、大いなる反對を試みたけれども、然し事實上の必要は其の反對を無視して進み、とにも角にも労働に依つて負傷したる者を、其の儘に見殺にし、其の犠牲者と家族とを、困窮に陥らすわけには行かぬから、問題には責任の有無などを正す餘裕はないことで、結局社會一般の負擔に於て之が救済を行ふ可き社會的施設を爲すといふことに進んで來たのである。即ち賠償の爲めにす可き資金は、先づ雇主をして之を負擔せしめるが、元來之は生産上に要する必然の犠牲なれば、雇主自らが全部之を負擔す可き理由もないから、彼は此を生産品の代價中に加へて、消費者の負擔に轉嫁す可きものとせられる次第である。然るに若し經濟上の實狀により、特に其の生産品の市場に於ける需給其他の關係により、賠償の負擔が十分に消費者に轉嫁せられ得ない場合には、それは全部又は一部分雇主に於て負擔することになるが、其は現今の企業なるもの、性質上、避く可からざる所たるのみならず、雇主も本來其の損害の一部分は負擔して然る可きものだから、それで丁度釣合が取れるやうになるわけである。そして又労働者自

身も、負傷による損害の全部を賠償して貰へるわけではないから、其の一部分は必ずや自ら負擔することになり、少くとも身神の苦痛は全く自己に於て負擔する外はない。斯くて即ち負傷の爲めの損害は、労働者自身と雇主と社會一般とが少しづつ之を分擔する結果となり、茲に社會的救済なる意義が成立つ。若し夫れ其の負擔の正當なる歩合を定めなければ不合理であると言ふやうな議論に至つては、議論としては考へる餘地があるけれども、實地の施設に於て之を爲し得可き性質のものに非ざることとは、絮説を俟たざる所である。

### 第三節 原則に對する制限と除外例

前節に示す所の如くなるが故に、現時の最も進歩せる觀念に於ては、労働上の負傷に對する救済施設は、其の負傷の原因、從つて其の負傷に對する責任の何人に屬するかを問ふことなく、たゞ負傷に依つて労働者自身及び其の家族の被る經濟上の困難を、救済する必要ありと云ふ事實のみより

して行はれることゝなつた。即ち過去四五十年來に於ける、諸國の労働災害保險の發達は、所謂職業上の危険の原則 (Principle of occupational risk) に依りて導かれたのであつて、其の原則を徹底的に適用すれば、労働災害保險の實施範圍に關する問題も、自らに解決せらる可きものである。即ち労働災害保險は如何なる産業を包括して行はる可きか、又如何なる種類の労働者を包括して其の被保險者と爲す可きか、又如何なる負傷を包括して保險事故と爲す可きかは、明瞭に決定せられ得べき筈である。

職業上の危険の原則に従へば、労働に基き負傷事件の生じたる場合には、其の業務が大企業であらうと小企業であらうと、其所に行はれる労働が危険な性質のものであらうと、稀にしか危険の生じない性質のものであらうと、其の業務は工業的のものであらうと、農業的のもの若くは商業的のものであらうと、又労働者の受くる賃金は小額であらうと相當多額であらうと、又労働者は筋肉労働者であらうと無からうと、更に又負傷者は産業上の不慮の事件に依つて負傷したのであらうと、職業上の疾病的な性質のも